

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.109

2008/8/1



発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL:03-3423-0185 FAX:03-3402-3218

郵便振替：00120-9-359506 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp

* 隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円 グリーン会員の方は年1000円

結城久「婦人像」

(無言館所蔵 作者の経歴は3ページ)



人間が、一生のうちに好きな道にうちこめる月日はほんのわずかなものだと思ふ。

府立一中を中途退学したのも、一日も早く好きな絵を描きたかったからだ。

けれど、健康な日本男児であれば戦争だけはこぼめない。戦地に発(た)たねばならない。

出征の日、久は最後まで絵筆をうごかしながら「自分は遠(は)いずってでもきつと生きて還(かえ)ってくる」そうつぶやいた。

その言葉通り二度の出征からは生還したが、三度めの応召からは逃げられなかった。

遠(は)レイテ島で久は三十歳で死んだ。

(窪島誠一郎『無言館 戦没画学生「祈りの絵」』講談社刊より)

市民の意見 109号 目次

●市民社会と言論・表現の自由

TV報道とどう向き合うか 吉岡 忍
NHK「問われる戦時性暴力」 諸橋泰樹 8 4

●市民と軍隊

「天空の軍需利権法」宇宙基本法体制とは 杉原浩司
重慶大爆撃訴訟とはなにか 前田哲男 11 9
「市民としての自衛官」と「市民」の人権 古川 純
原発はどうして危ないの 杉嶋拓衛 14 9

●運動の現場から

スーザン・ジョージさんとの懇談会から―G8の背景 高橋武智
「原子力空母は来るな」に15000人 八木隆次 20 18
「5月未来へ 風はどこへ吹くか」 村雲 司
長谷川修児さん朗読会 高田幸美 24 23
6月の読者懇談会から 橋本保彦 29 24
5月3日意見広告の読売新聞調査報告 葛西則義 32 29

●文化

第8期意見広告運動にむけて 橋本保彦 32 29
詩「魚の話」 崔 龍源 3 2
表紙の絵の作者●結城 久 鈴木一誌 25 3
連載エッセイ⑥「考えるための道具」 まつだたえこ 32 25
まんが「ふしぎのくにのありか」⑭ 遠藤洋一 32 26
書評「民衆を信ぜず、民衆を信じる」 吉田和雄 28 27
「反貧困―すべり台社会」からの脱出 本野義雄 28 27

●その他

映画紹介「この自由な世界で」 吉田和雄 28 27
市民の意見30の会・東京「声明」(08年7月5日) 本野義雄 28 27
インフォメーション 36 34
▼事務局だより 11 33
▼8月の読者懇談会のお知らせ 29 17
▼読者のおたより
▼編集後記/事務局より
◆カット 吉岡セイ
◆題字 安西賢誠

☆8月の読者懇談会のご案内☆

講師：杉原浩司さん(核とミサイル防衛にNO!キャンペーン)「宇宙基本法体制とは」
日時：2008年8月20日(水)午後6時半 参加費500円/場所：たんぼぼ舎(JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F)
電話：03-3238-9035 地図ウェブ：<http://www/jcan.net/tanpoposya/info/map.htm>

魚の話

友達のイヨングスの涙が

ハンガンに落ちて

小さな魚になったと

父さんは言ったね

植民地時代の話をしと

ぼくが聞いたとき

しばらくためらっていたけれど

それから その魚は

どうなったのと聞いたら

月の夜 魚はみずから捕らえられて

餓えさらばえた人の空腹や

悲しみに沈んだ人のたましいを

なにか やさしい詩のように

満たしていったと

泣くように言ったね

崔龍源



イヨングスさんは

死んでしまったのと聞いたら

父さんは黙ってうなずいて

それから何も語らなくなったね

父さんの心の傷が光るようだった

父さん あなたが逝った日

コスモスの花咲く十月

あなたの頬をすべる涙が

ぼくの心の底の川に落ちて

小さな魚になるのを見ました

父さん それは ぼくの

餓え渴いたたましいの

空腹を満たしてゆきました

やさしいことばを語りかけながら

『いのちの籠』第7号(戦争と平和を考える詩の会)所収

◆作者プロフィール◆

崔 龍源 (さい・りゅうげん)

1952年長崎県佐世保市生まれ
日本現代詩人会会員

詩集に『鳥はうたった』『遊行』

▼表紙絵の作者 ▲



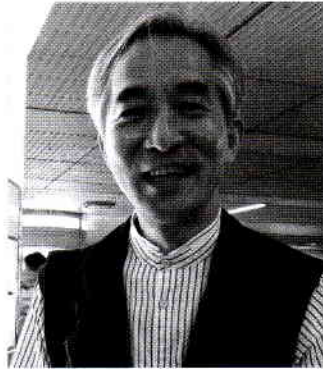
結城 久

(ゆうき・ひさし)

1913(大正2)年11月1日、東京・京橋の着物
の図案業の家に長男として生まれる。京橋小学
校卒業後、府立一中を中途退学し独学で絵を学ぶ。
1932(昭和7)年、練馬の矢部友衛美術研究グ
ループに参加し、プロレタリア美術展に出品。34
年に現役入隊、その後入除隊を繰り返す。41(昭和
16)年7月、応召。満州・奉天の満州第145部
隊高家隊所属。44(昭和19)年12月24日、フィリピン・
レイテ島のルモン湖畔にて戦死。享年30歳。

TV報道とどう向き合つか

放送倫理検証委員会 吉岡 忍さんにきく



マスコミの事件報道のあり方が大きな問題となった光市母子殺害事件の差戻控訴審。放送倫理・番組向上機構（BPO）〔注1〕の放送倫理検証委員会は、各局の一連の番組には「取材し、考察し、表現する者の存在感が恐ろしく希薄である」と制作側を厳しく批判した。そして、裁判員制度導入を前に、テレビは今、公正性・正確性・公平性の原則を逸脱して、好き嫌いや、やられたらやり返せ式の「ゆきすきた実感の側に人々を誘い込んでいないだろうか。」と警鐘を鳴らしている。

では報道を受けとる市民の側はどのよつにそれと向き合つていったらよいのだろうか。放送倫理検証委員会の一員である作家の吉岡忍さんにインタビューした。

（聞き手・編集部 有馬保彦・阿部めぐみ）

はじめにこの意見書を出されたきつかけについてお話をいただけますか。

光市事件は、起きてもう9年になります。当時のマスコミは被害者や遺族にほとんど関心がなかったんです。裁判制度は家族や遺族を排除し、国家が裁くという制度です。し、犯罪被害者救済の制度も不備だった。だから僕は最初のころ、被害者の夫の本村さんと一緒にシンポジウムに出たりして、遺族は思いの丈を主張すべきだ、政府もマスコミも被害者救済と人権を考へるべきだと言っていました。僕は、被害者はメディアあるいは社会に向かつて何を言ってもいいと思つています。悔しいに決まっていますし、悲しいに決まっています。本村さんがその怒りをぶつけることも当然と思えます。その後、本村さ

んや被害者遺族の運動、努力があつて少しずつ状況が変わつてきた。

そうしたら今度はマスコミは被害者一辺倒の取材になりました。体験的に言えば、被害者取材は取材の中では比較的やさしい部分なんです。でも、この4半世紀、日本の社会を震撼させた事件では、被害者はたまたま道を歩いていたり、不幸にして偶然に選ばれている。ところが加害者には必然的に加害者になっていく道筋がある。何十という事件を取材して、僕はそう確信している。成育途中に虐待やいじめに遭う、そこから恢復しようとして、そのときどきに流行っているものに他の誰よりも先に飛びついて、優越感や攻撃性を誇示しはじめ。自分の妄想や暴力性を仮託できる風俗や流

行には事欠かないのが現代です。そこに我われの時代と社会の病理がある。僕はそこをきちんと見なければ、事件の再発は防げないと思う。だから加害者取材は難しいけれども、そちらのほうがメディアにとって重要なんです。ところがメディアはその努力を放棄して、被害者や遺族の取材にだけ込んだ。それがきわまったのが今回の光市の事件報道です。

■殺せ殺せという「報道」

去年1年間、差戻控訴審が行なわれて、テレビはいろいろな放送をしたわけですが、それが被害者遺族対被告弁護士という構図になっていて、控訴審が1回目、2回目、3回目となるにつれ、その対立の構図はますます過激に、感情的に描かれるようになった。弁護士がバッシングが行なわれ、少年の語つたとされる言葉が文脈を無視して誇大に、かつ荒唐無稽に演出され、テレビ全体が「殺せ」「吊るせ」と叫ぶような報道になった。BPOの放送倫理検証委員会で各局の33本、7時間半の番組を見て、これだけ一方的な報道が続くのは構造的な問題があるのではないかと考えたんです。それでどれか一番組を取り上げるのではなく、全体を通して底に潜んでいる問題をあぶりだすようにしようと考えました。各局を回つて制作現場の話も聞きました。

問題だと感じたのは、ひとつは、国家が

裁く近代の「法治」とは何か、裁判とはどういうものかということがまったく理解されていないこと。わかっていたとしても、面白い番組にしようと、まるで前近代的な仇討ちみたいな見せ方をすることに、現場が違和感を持っていないこと。もうひとつは、事件に関わる人間たちを捉え切れていない、言い換えれば、人間の劇、ドラマとして浅い、ということですね。

ただ、検証委員会の役割は、事件そのもの、裁判そのものを調査することではなく、その報道の仕方を精査することです。あくまで放送倫理、その公正さ、公平性を問うことが仕事です。

私たちが検証した33番組には、裁判長のサの字もなければ、検事のケの字もなく、裁判で何が行なわれたのが全然わからない。まるで敵討ちが正義だといわんばかりの報道の異様さがある。とはいえ、テレビというメディアはすべてを人間ドラマ化して、それを視聴者の感性に直接訴えるところに強さがある。ただ、ドラマ化する前には、関係者それぞれが持っている事実、理論や理屈をちゃんと調べなくてはいけない。たとえば法廷では精神鑑定のおきにはしゃべった被告人の言葉が紹介されましたが、鑑定人はそれを精神のゆがみや異常を示す徴候として語っている。ところが放送の中では、ドラえもん云々の被告の言葉が、あたかも被告がこんなおかしなことを法廷

でしゃべったかのように再現されたりする。文脈も意義もちがうんです。

被告は犯行時18歳ですが、これは一部メディアも報じたように、精神的にはきわめて未成熟だったようです。父親の日常的暴力によって母親が自殺し、少年自身も抑圧されていた。そういう成育歴をたどっていないと、彼の荒唐無稽な発言の真意は理解できない。加害者の取材では、いったい我われはそこから何を汲み取るのかということが重要です。ところがそれをしていないものだから、法廷外の言葉をあたかも法廷で語ったことのように描く、証拠価値のちがいに気づかないという非常に荒っぽい報道がなされました。それを「集団的過剰同調」番組ではないかと指摘したんです。

■仇討ち感覚で恨みを晴らす

集団的過剰同調には、それに乗せられてしまう私たち市民の側の問題もあると思います。それについてはどうでしょうか。

ちがう角度から言うと、マスメディアの機能には、世の中に共通の関心を作っていくということがあります。マスコミがある事柄について世の中に知らしめる役割を果たすということは、政治や経済、スポーツや芸能の話題でも、視聴者がそれらへの関心を共有することで、その社会に参加する道筋を作っていくということでもある。

それが、世の中のまとまりを作ることに

もなりません。マスメディアはそういう積極的な価値をもっているんですね。

たとえば日本人に東京大空襲や広島、長崎の被爆を含めて、戦争や敗戦という共通の経験、話題があった時代には、一人ひとりが自分の経験に合わせて目の前のニュース、目の前の現実というものを判断することができた。ところが高度成長期が過ぎ、バブルが過ぎたころから年配者が亡くなっていっただけでもあって、相当数の日本人が共有してきた過去の歴史や自分の体験を何かを判断する際のものさしとして使うことができなくなりました。

それは、テレビや新聞で働く若いスタッフも同じです。ご存じのように日本の教育は近現代史をほとんど無視している。そこに当然出てくる侵略責任とか戦争責任に触れないように触れないようにやってきました。責任という問題の以前に、事実を知らない。その現実に関わった人間たちの苦しみも狡猾さも、傲慢さも悲しみもリアルに感じ取れない。結局平家と源氏、江戸時代あたりで、日本人の歴史感覚が終わってしまっているんですよ。恨みつらみを仇討ちで晴らすという世界ですね。

カメラは過去も未来も写せない。テレビというメディアの宿命は目の前にあるものしか写せないということです。その機械的な限界と、この制作者や視聴者の知識的な限界とが合致してしまっているんです。だ

からすごく動物的になつていくわけ。痛い時は痛い、泣きたい時は泣く、それからやられたらやり返せ、というような。ルイ・ヴィトンのバッグ持って、ブラダ着て、中は動物っていうのが我われ現代人じゃないかと、そういう時代になったわけですね。しかし、ここまでは一般的な社会状況で、問題はその先なんです。

■距離感を失わせるメディア

いまテレビは、視聴者を作っているんですよ。テレビが話題にすることを話題にしてテレビのように怒ったり、笑ったり、けなしたりする視聴者がいっぱいいる。捏造問題を起こした「あるある大事典」が明らかにしたひとつは、そのことですね「注2」。番組捏造もひどいけど、スーパーの売り場から納豆が消えるなんていうのは、テレビの言うように暮らしている人がどれだけいるか、ということですよ。

テレビは、距離感を失わせるメディアです。視聴者は画面に映っていることのように、窓の外で雨が降っている、ということより現実的だと思ひ込んでしまう。読書なら、そこまで人をのめり込ませることはないでしょう。距離感が狂うんです。

それは、感受性が変化するということだと、僕は思うんですね。納豆で痩せられるなんて、ばかばかしいよね、とみんな言うけれど、これがたとえば政治問題になると

笑って済ませられない。小泉さんが「改革だつ」と叫んだだけで、総選挙に圧勝したのはテレビの影響でしょう。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の拉致問題とか、中国の愛国主義に対する日本の反応とかになつてくると、どこまで自分の意見で、どこからテレビに作られたものがわからなくなつてくる。それをかつてはファシズムといったのかもしれないけれど、それとはちよつとちがうような気がします。プラダを着た動物の問題ですね。

■意見書で何が変わったか

光市の判決の少し前に「意見書」が出た時、マスコミと市民の反応はどうでしたか。

あの報告書を出した後、BPOに対して非常に多くの抗議が寄せられました。テレビが正しい、本村さんがかわいそうじゃないかと。報告書をほとんど読まないで電話してくるんです。予想はしていましたが、でも、非常に攻撃的な口調でした。でも報道の側は報告書以後、明らかに変わりましたよ。わざわざ弁護団の役割は被告人の弁護であつて、真実を発見することじゃありません、と解説するテレビ局も現われませんでした。判決時の報道は全局変わりました。

でも、逆にもうひとつの問題があつてね。実は判決の前夜、被告人の元少年に拘留所でインタビューしたテレビ局が2局ありました。そのうちの1局に対して、弁護団が

記者会見への参加を拒否したという話を聞きました。弁護団に許可をとらずにインタビューしたからだ、と言われています。これは僕の個人的な受け止め方かもしれませんが、ある意味残念でした。僕は別に弁護団を応援するつもりで書いたんじゃないんですが、テレビ局に報道の公正・公平さを求めた委員会意見は、一定程度弁護団活動の正当性に光を当てたと思うんですね。テレビが変わろうとしていたタイミングをとらえて、双方の関係が好転する、いいなと僕としては期待していたんですが。

その話をお聞きして、お互いに認め合うものであるべき報道の自由の原則がこの社会で壊れつつあるのではないかとこの印象を持ちました。やられればやり返すという短絡的な行動が多くなっているのではと。そうですね、いやなことですけどね。

■たくさん情報回路を持つ

私たち自身がテレビに踊らされる、テレビと同じように考えるということから脱却するために何が大切だと思われますか。

情報のチャンネルをたくさんもつということしかないでしょうね。忙しく生活していればすべてのニュースを見ることは出来ないし、新聞だつて1紙だし、今の大学生なんか、半分以上は新聞を読んでませんしね。でも、一番いいのは、すべてを話半分

に聞くということかな。

テレビは薄型になり、大型化し、ネットにつながれば双方向性になって、情報端末にもなります、なんて言われている。ケータイ電話も多機能化している。だけど、僕は「放っておいてくれよ」と思う。

いまや街頭を歩いたって監視カメラがあつて、1日何十回も撮影されている。

ケータイ電話は一刻一刻、僕らの位置情報を送り続けている。それが人とつながっていて嬉しい、という人もいるだろうが、僕はそうは思わない。僕は僕、一人にしておいてほしい、と思うな。そういう気持ち大切にしたい。今はテレビCMにしても、きれいな家やおいしそうな食べ物が出てきて、現実の生活なんてゴミみたいな見せるようになってきているけれど、でもそれはちがう。自分の友達とか人間関係を大事にする、自分が体を動かしている空間、自分の生活が一番だという普通の感覚を持ち続けること。それがあると、ああ馬鹿なことやってるよな、という風にテレビを見られる、それが自分の中にマスメディアとの距離感を作るといふことだと思えますよ。

■映像に対抗する身体化とは

情報を鵜呑みにしないで話半分聞くというの大切なことですね。それから実際にその人を知つてるとか興味があつて行つてみたとかでも距離感はずれますか。

そういうことがあると、目の前の画面を相対化できますね。

僕が後で振り返つてよかつたと思えるのは、20代のはじめに2、3年間、老人の話ばかり聞いて歩いたことがあつたんです。みんな70歳とか80歳とかで、当時だから明治の人もいた。その人たちから物の値段、物の使い方、町の様子などを具体的に聞いた。おかげで僕は明治のことは知らなくても、時間的距離の実感がある。

光市のことにしても、本当に関心を持つのなら、それについて調べるチャンネルはたくさんある。何かを知るといふのは、知り方を知ることですからね。問題は、本当に関心なんかないのに、テレビで言っている、というのでジーンツと見てしまい、それだけが頭に入つて、周囲に対して粗末になること。

僕はときどき大学で教えていますが、学生たちに「言葉の身体化」って言うんですが、たとえば市民という言葉についても、これを身体化するためには、たんに言葉を知っているだけじゃだめなんです。市民と国民と民衆と大衆と、みんなちがうということを知つていなければ。そのためには権力とか国家についての概念を持っていないと、どこがちがうのか全然わからないでしょう。日本国憲法では、ピープルという言葉が「国民」になっていますが、おかしいだらうって思わないですからね。

英語にも、その他の外国語にも、国民っていう言葉はないのどうしてか、と考へていかないと。

すべての言葉についてというのは無理ですが、いくつかのキーワードについては、自分の身体で、皮膚感覚としてわかる、という風にしないと。そのためには経験が必要だし、旅行が必要だし、たくさんの人たちとの関係が必要なんです。そうやって人は一つひとつの言葉の持つリアリティを自分のものにしていくわけですね。

僕がものごとの具体性を大事にするのは、強烈なインパクトで迫ってくるテレビ映像に対抗するためには、言葉一つひとつにどれだけきちんと手応えを持てるか、身体化できるかが大切だと思うからです。

具体的な存在でありたいということは、顔が見えて話ができるという親密圏をどう作っていくのかということでもあると思います。メールだけではなくてね。

(よしおか・しのぶ、ノンフィクション作家)

注1 総務省の過度の干渉を排するため、NHKと民間放送が設立した第三者機関。放送倫理や人権の問題を検証し放送局への勧告や見解の公表を行なう見解はホームページに掲載されている。ホームページ <http://www.bpo.go.jp/>

注2 関西テレビ制作「発掘!あるある大事典2」の「納豆ダイエツト」捏造問題。納豆の売り切れ現象が起き話題となった。

新しいタブーの追加

—NHK「問われる戦時性暴力」
番組改ざん訴訟判決の不当性—

諸橋 泰樹

6月12日、「女性と戦争への暴力」日本ネットワーク（パウネットジャパン）が訴えた、01年1月にNHK教育テレビで放送されたドキュメンタリー「問われる戦時性暴力」改ざん行為に対する判決が、最高裁第一小法廷で下された。2番の最高裁判決は、番組制作中からの外部による嫌がらせが昂じる中、NHK幹部が安倍晋三副官房長官（当時）に会いに行き、そこで「番組づくりは公平に」と言われて、それを「必要以上に付度」し番組を当たり障りないように改変、被取材者であるパウネット側の期待権を侵害した、というものであった。しかしながら今回、最高裁はその2審判決を破棄、取材対象者の番組内容に対する期待や信頼は法的保護の対象にならないとし、政治家の介入にはふれることなく、幕引きをはかった。問題の本質をそらす、不当な判決と言っほかはない。

NHK側が取材していたのは『従軍慰安婦問題』という歴史認識上諸説あるテーマだ。この女性団体が、自己の主張がそのまま公共の電波に乗らなかつたからといって損害賠償まで求めたことには、強い違和感を覚える」とまで書いた。社説は、『朝日』が「NHK 勝訴で背負う自立の責任」、「東京」が「NHK番組改変 政治からも自由確保を」と、勝訴したとはいえNHKが政治的圧力に弱い体質に対して注文をつけたのに対し、『毎日』は「NHK最高裁判決 報道の自由に重きを置いた」、「読売」は「NHK番組訴訟『期待権』を退けた妥当な判決」、「日経」が「編集の自由」を重んじた最高裁」と好意的に評価した。『産経』は「慰安婦番組訴訟 NHKと朝日は再検証を」という、社説にあたる「主張」を掲げた。これは、『朝日』に対して安倍晋三・中川昭一らがNHKに会って圧力をかけたことを立証できなかったことを検証していないと批判し、NHKに対してはこの番組そのものが公共放送の教育番組として適切だったかを検証すべきと批判する文章で、暗に戦時性暴力の問題そのものを採り上げるべきではなかつたと述べるものであった。また、NHK側の制作者の内部告発をスクープ

した「朝日」自体が、心なしか報道が控え目、もはやふれたくないかのようであった。

メディアが外部からの介入を阻止し、編集の自律性を主張するのはけだし当然である。

しかしながら今回の訴訟は、外部からの介入を許し、迎合し、編集の主体であることを放棄したNHK側のあり方および介入した政治家の責を問うものであつたはずだ。それが、編集の自由は守られたからこの判決を歓迎するかのような論調は、メディア自身がわざと争点をそらせているとしか思えない。NHKだけでなく、新聞・放送各社にタブーとして残る事件となるだろう。

これまでは、高裁で不当な判決が出て、「まだ最高裁がある」という合言葉で3審制が信じられる裁判制度だったが、時の権力に迎合する最高裁判決が続くようになってからその希望が語れなくなつたという。今回も、期待権についてのみ判断することによって、本筋である政治家の介入やそれによる改変・改ざんについては「そこからあとの問題」ということにして、踏み込むことを意図的に避けるロジックを用いたことは、悪質である。裁判制度そのものへの不信感を増大させ、最高裁は政治的に保守的で3権分立など画に描いた餅であると人びとに思わせることを加速させたという意味でも罪は大きい。日本の裁判所にも、さらにタブーが追加されたといえるだろう。

（もろはしたいき、本誌編集委員）

「天空の軍需利権法」 宇宙基本法体制とは何か

「見えてきた日本版「軍産学複合体」と私たちの課題」

杉原 浩司

「立法改憲」による利権創出

08年5月21日、参議院本会議で「宇宙基本法」が圧倒的多数の賛成で成立した。反対は共産、社民、無所属の糸数慶子、川田龍平議員のみ(田中康夫氏は棄権)だった。解釈改憲を超える「立法改憲」の強行である。

歴史をたどろう。69年の衆参両院での全会一致の国会決議により、宇宙開発は「平和の目的に限り」行なうとされ、その意味は「非軍事」と明確にされた。世界に類を見ない先進的な宇宙規範はその後、85年の海上自衛隊による米海軍通信衛星の利用、98年の偵察衛星導入、03年の宇宙空間での迎撃を含むミサイル防衛(MD)導入と、侵食されつつも生き延びてきた。

約40年間曲がりなりににも維持されてきた「国是」を、わずか4時間の審議で葬ることは、事実上の「大連立」による専制に等しい。質疑では「平和利用決議を否定したり、無効にするものではない」との虚偽答弁や「科学技術水準や国際情勢に照らしてその都度判断する」とのあいまい答弁が繰り返され、軍事利用の歯止めは何ら示され

なかった。

宇宙基本法のキーワードは「国策化」「産業化」「軍事化」「秘密化」だ。基本法は、内閣に「宇宙開発戦略本部」設置(8月末に発足)と「宇宙基本計画」策定を義務づけ、宇宙開発を国策化する。そして、「税制上及び金融上」等の優遇策により、宇宙産業すなわち軍需産業を保護育成する。「国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する」と明示することで宇宙の軍事利用を合法化し、「情報の適切な管理」を口実に「軍事機密」を拡大する。国策化によるトップダウン方式が従来のポトムアップ型の研究現場に持ち込まれることと併せて、研究の自由は圧迫され、巨大な「血税のブラックホール」が出現するだろう。

危険な「国益派」の台頭

07年6月の提出後たなざらし状態だった自公案と、民主案の一本化工作を担ったのは、「宇宙族」を自任し「盟友」と呼び合う西村康稔(自民)、細野豪志(民主)ら「海洋基本法」(07年4月成立)を作った面々だった。

自民党宇宙開発特別委の事務局長を務める西村は、4月に海外派兵恒久法をにらみ再始動した「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」(自公民で構成)の事務局長をも担う要警戒人物だ。細野や藤末健三ら民主推進派にも注意が必要だ。細野は「一見「リベラル」だが、前原誠司に近く「新世紀安保議連」にも参加している。一方、藤末は若手・中堅「護憲派」で作る「リベラルの会」に参加し、憲法関連の著書もある。彼らをつなぐ合言葉は「国益」だ。背後には、海洋と宇宙を新たな利権創出の「フロントティア」と位置づける産業界が控えている。日本経団連が発行する『経済トレンド』は、08年1月号で「人類の未来を切り拓くフロントティア(宇宙・海洋)」という特集を組んだ。

細野は誇らしげに語る。「国益の観点からスタートし、災害対策や資源などに利用価値があり、その中に安全保障も含まれる」「行政側のハードルが高かったが、国会と官僚の戦いに近くなった。本来あるべき姿です」(6月26日付「毎日」)。とんでもない。「憲法9条と大連立との戦い」こそが攻防の本質に他ならなかった。

7月1日、防衛省は、「宇宙・海洋政策室」を発足させ、新たな軍事衛星の保有に向けた技術研究に着手した。官民一体の体制のもとで、与野党を超えて増殖する「国益派」が国策を主導する構図が鮮明になった。印

籠のごとき「国益」の正体を暴くことなしに、軍事化に抗することは不可能だ。

「軍産学複合体」が描く未来図

立法化の起点となった自民党研究会「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」は、日本版「軍産学複合体」の様相を呈した。海洋基本法と同様に石破茂が座長となり、河村建夫（元文科相）、久間章生、額賀福志郎らが顧問となった。三菱電機（偵察衛星を製造）、三菱重工（H2AロケットやMDで主契約）、NEC等の軍需企業幹部、青木節子（慶應大）、鈴木一人（筑波大）ら学者に加え、憲法を順守すべき防衛省幹部（事務次官、防衛政策局長ら）さえ結集した。

宇宙基本法がもたらすシナリオは、「考える会」の内部文書「わが国の防衛宇宙ビジョン」（06年）に饒舌に示されている。偵察衛星の高性能化、MD用の早期警戒衛星や追尾監視衛星の開発、ロケットエンジン等の輸出（軍事転用を容認）、海外派兵恒久法と連動する軍事専用通信衛星の保有等だ。「ビジョン」には、イラク、インド洋派兵時に軍用通信衛星がなく不便だったことが図解されている。参院内閣委で佐藤正久（元イラク派兵先遣隊長）が差し替え質問に立ったのも象徴的だ。コスト削減の観点から、気象衛星への早期警戒機能の付加（軍両用化）も提唱されている。

より危険なのは、例えば東南アジアにお

ける軍事作戦において、米軍が日本の軍用通信衛星を利用しようとするケースだ。それは、推進派ブレインの青木節子自身が認めるように、違憲の集団的自衛権の行使に該当する。青木はしかし、「米国の要請を断ることは日米同盟の観点から困難」とも述べた（6月9日、日弁連セミナー）。危険な軍用通信衛星の保有を許すわけにはいかない。

「識者」発言の中で見逃せないのは、寺島実郎だ。彼は、「早期警戒衛星や偵察衛星など専守防衛に関するものは、日本の技術力をもつてハリネズミのように、日本人としてしっかりと踏み固めていかなきゃいけない」と力説した（5月25日、TBS系『サンデーモーニング』）。「日本は軍需に傾斜せず平和産業で行くべき」との持論と大いに矛盾する。

「市民監視委員会」をつくらう！

問題の法案を阻止するには、準備不足がたり、ファックスによる要請の呼びかけ程度しかできなかった。それでも石附澄夫さん（国立天文台）が発した緊急オンライン署名には、短期間で900を超える賛同と切実なメッセージが寄せられた。

「宇宙における9条改憲」との対決は、これからが本番だ。産業界は、安定した市場確保に有利な「基本計画」を作らせようと必死だ。戦略本部事務局への自社人材の投入や、本部内にシンクタンクを創設

し、産業界の意を代弁する「識者」を送り込むことを目論んでいる。また、河村建夫は、現在の倍の4000億円規模の宇宙予算を確保したいと表明している。機構改革の面では、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の技術研究部門を防衛省の管轄とし、JAXA法を改悪することが予想される。09年末の閣議決定が目指される新「中期防衛力整備計画」（10～14年）策定に、宇宙の軍事利用計画を盛り込むことも図られる。

推進派議員は既に「フォロワーアップ議員協議会」を発足させ動き出している。偵察衛星やMDの既成事実化に抗しながら、「市民監視委員会」的な仕組みを立ち上げ、具体的に対抗すべきだろう。

「われわれ技術者も、技術が何のために使われているのか、責任を持って感じ続けなきゃいけないと思う」。これは、NHKドラマ「ハゲタカ」（07年）の中で、従業員による独立の中心を担い、大手電機メーカーのレンズ部門の米軍需ファンドへの売却を阻んだベテラン技能士による仲間への問いかけだ。

宇宙基本法の成立は「軍産学複合体」との本格的な対峙の時代の始まりを告げている。社会、経済の脱軍事化＝憲法9条の実現に向けて、この言葉は私たち一人ひとりにも向けられているのではないだろうか。（すぎはらこうじ、核とミサイル防衛にNO！キャンペーン。文中敬称略）

※「宇宙基本法」に反対するオンライン署名
http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/shomei/

☆8月の読者懇談会のご案内

講師：杉原浩司さん「宇宙基本法体制とは」
日時：2008年8月20日（水）
午後6時半～ 参加費500円
場所：たんぼ舎（JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F）
電話：03-62688-6000
地図ウエブ：<http://can.net/tanpoposya/info/map.htm>



「重慶大爆撃訴訟」とはなにか

前田 哲男

いま東京で、「空襲裁判の二都物語」が進行している。2006年3月に提訴された「重慶大爆撃訴訟」と、07年3月提訴の「東京大空襲訴訟」。この二つの空襲裁判である。前者は、中国市民対日本政府、後者は、日本市民対日本政府の裁判。どちらも空襲被害者が国家に対して責任を問い、「謝罪と補償」をもとめる訴えという共通点をもつ。「重慶裁判」のほうは、7月4日、第2次訴訟（30人分）が提起され、7月7日の公判まで7回の審理がつづいている。

とはいえ、東京空襲はともかく重慶爆撃に関しては、事実そのものさえほとんど知られていない。日本政府が無差別爆撃を行なった事実を公式に認めたことは一度もない。政府編纂の戦史では、重慶爆撃は軍事目標に対する正当な攻撃であったと記述され、補償についても、「日中共同声明」（1972年）と「日中基本条約」（1978年）において中国政府が賠償請求権を放棄したことを根拠に、被害者には訴訟の権利がないと主張する。

これに対し原告となった中国人（ほとんどが70歳代後半の老人である）は、日本側の作戦記録（防衛省戦史部図書館に所蔵されてい

る）、および中国側の被災記録と生存者の体験をもとに、焼夷弾による無差別爆撃が行なわれた動かしがたい事実を立証するとともに、請求権に関しても、たとえ中国政府が国家としての請求権を放棄したとしても、民間人による請求権は消滅しておらず、したがって日本政府に應える義務があるとし、「謝罪文を官報に掲載すること」と「1人1000万円の補償を支払うこと」をもとめている。

日本人の多くは、重慶？ 日本が焼夷弾爆撃？ 国際法違反、何で今ごろ？ と思うかもしれない。空襲被害なら日本こそひどい目にあった、こちらこそ被害者だ、という人もいるだろう。被害者意識はあっても、加害の自覚を日本人はほとんど共有していない。

空中爆撃の世紀

では、「重慶爆撃」とはどのような事実だったのか。06年の提訴にあたり結成された「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」からの呼びかけ文で紹介しよう。そこに重慶爆撃の歴史的意味と今日性、そして日本の責任が簡潔にのべられている。（一部省略）

21世紀にはいつて6年。しかし「戦争の長い20世紀」は、まだ終わっていません。戦争にとつて、20世紀とは何であつたのか？ 空から降つてくる突然の恐怖、焼夷弾で焼け死んだ都市住民の炭化した死体——東京の、ドレスデンの、広島・長崎の無残な写真——に、新しい戦争が直截に映し出されています。まこと20世紀は「空中爆撃の世紀」でした。

どこからきたのか？ 1937年4月のスペイン・ゲルニカにおける、そして翌1938年に始まる日本航空戦力の中国抗戦首都・重慶に向けた4年間にわたる無差別爆撃の歲月：ここに「戦争の惨禍」の新しい形が生まれました。この時、この場所から、戦争法規にも、国際人道法にも反する蛮行が開始されたのです。それがいまだ清算されていないがゆえに、同時に、朝鮮・ベトナム・コンボクをへて、現在なおイラク国民の恐怖として再現されているがゆえに、「戦争における20世紀」は、まだ終わらないのです。その意味でも、私たちは「空からの戦争」の第1ページに、日本が「重慶爆撃」という関与を行なった事実を忘れてはならず、「被害の前にあつた加害」という歴史の責めと対面しなければなりません。

◆日本は「戦略爆撃」の作戦名を公式に

掲げ、組織的・継続的空襲を実施した最初の国である。

◆日本の66都市がナバーム弾攻撃にさらされるより5年以上も前から、重慶市民の頭上に、200回を越す間断ない空中爆撃を行ない、2万余の死傷者を出す痛切な体験を強いた。

◆その歴史責任に思いを馳せることなく、日本人は空襲被害者として、東京空襲と広島からの道のみを心に刻み、そこに至るまでの道を無視して長い戦後をすごしてきた。

記憶の回復と謝罪

いま、「重慶大爆撃」の年老いた生存者が、歴史の真実と正義を求め、日本政府に対し謝罪と補償の裁きを求め立ち上がりました。何がなされるべきか？ 記憶の回復と謝罪の実行。それ以外にはありません。

「ゲルニカの日」から60年経った1997年3月27日、ドイツのヘルツォーク大統領は、ゲルニカ市と市民に対し、「この残酷な行為の犠牲者は、非常な苦痛にさらされた。わたしたちはドイツ空軍による爆撃とそれが招来した恐怖をけつして繰り返し返さない。いま、両国民の間の和解と将来の平和を呼びかける」と謝罪しました。また、ドresdenを壊滅させたイギリスは、2000年の「空襲55周年記念式典」にあたり、エリザベス女王の名代ケント公を派遣して、謝

罪と破壊された聖母教会の再建費用負担を申し出ました。一方、日本政府は、謝罪はおろか事実の認定すらしていません。

結成された「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」の活動はたんなる「義援行動」ではありません。本会の活動は「政府の行為による戦争」を否定した日本国憲法が危うくなっている政治状況に対する私たちの異議の申し立てでもあります。

こうして「重慶爆撃」の加害責任が日本の法廷で裁かれることになったのである。

重慶爆撃とは

ここで、簡単に歴史をふり返ってみる。1937年7月に始まった日中全面戦争は、中国側の「空間を犠牲にして時間を得る」持久戦略とゲリラ戦術によって泥沼状態におちいる。蒋介石政権は、長江上流に位置する四川省・重慶を臨時首都と定め徹底抗戦をやめようとしなない。日本軍は780キロ下流の武漢まで追撃したところで限界に行き当たる。そこで、「空爆により都市を徹底的に破壊することによって、敵を敗北させる」、すなわち「戦略爆撃」の手法が考え出された。

1938年12月2日付、天皇の名による命令（大陸命第二百四十一号）には、「派遣軍司令官は、航空進攻作戦に任じ、特に敵の

戦略及び政略中枢を制圧擾乱する」と書かれ、作戦方針に「戦政略的航空戦を敢行し、敵の継戦意志を挫折す」と明記された。

武漢に航空基地が建設され、重慶爆撃は1938年末に始まった。海軍航空隊と陸軍飛行集団の爆撃機約200機がその主力だった。海軍の新型戦闘機・零戦も、やがて爆撃機援護用として登場してくる。ヨーロッパでイギリスとドイツが互いの都市を爆撃し合うのに先立つこと1年以上前、また日本の都市に対する空襲が開始される6年前のことだ。指揮をとったのは、のちにカミカゼ攻撃を発案する大西瀧治郎少将。作戦計画の立案責任者・井上成美中將は、「この作戦は、日露戦争の日本海海戦に匹敵する」と将兵を鼓舞した。

重慶には、当時100万人以上の人が住んでいた。面積は、広島市と同じくらいしかない。もとの人口は30万人程度だが、臨時首都になって政府機関や工場、大学、新聞社などが流入し、過密都市になっていた。住民は竹と木でできた家に住んでいた。

重慶爆撃は、2年半、218回にわたって実行された。一撃でなく、延々と続く空襲——日本軍の意図では「極力、昼夜にわたる連続攻撃」、地元の人が「疲労爆撃」と名づけた、切れ目のない上空制圧と爆撃投下が特徴だった。二つのピークを見出すことができる。

1939年5月3日と4日の空襲——重

慶の人は「ウーサン、ウースー」（注…5月3日、5月4日）と呼ぶ——は、最初の本格的な空襲で、全期間を通じ最大の被害をもたらした。72機の爆撃機が市街地に破片爆弾と焼夷弾を投下し、死者は4400人のほった。2年前のゲルニカ爆撃では死者1654人だったから、この時期における空前の被害である。

もう一つのピークは、日米開戦の前年、1940年夏に行なわれた112日間72回に及ぶ連続空襲「101号作戦」。爆撃に従事した航空機と爆弾の量は、

・海軍機 1737機 9819発
1280トン
・陸軍機 286機 1202発
125トン

にのぼる。爆撃の方法は——飛行分隊長の一人、巖谷三三男大尉の手記によれば、「作戦指導部は、ついに市外地域の徹底した破壊を決意した。すなわち市外東端から順次、A、B、C、D地区に区分して、地区別に絨毯爆撃をかけることになった」。

イラク戦争につながる「空からのテロ」

以上に明らかかなように、「重慶裁判」で裁かれているのは、日本軍が行なった戦争犯罪の事実である。「封印されてきた過去からの告発状」「清算されない歴史の問題」といえる。同時に、「重慶の遺産」はまだ過去のものではない、という点にも裁判の

問題提起はある。

前掲「呼びかけ」にもあるように、ゲルニカと重慶にはじまる都市爆撃の系譜は、20世紀戦争の大きな流れとなった。その頂点が東京空襲であり、広島・長崎への原爆投下であったのはいうまでもないが、それで終わったのではなく、以後のアメリカの地域戦争においても、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、コンボ空爆、アフガニスタン攻撃、イラク戦争、と切れ目ない空からの無差別爆撃の歴史がつくられてきた。つまり「戦争の長い20世紀」は、世紀を超えて持ちこされておき、したがって「重慶の教訓」はいまなお新しい、と受けとめられる。住民殺傷と生活基盤の破壊を最初から念頭に置いた爆撃の手法からみれば、ファルージャはじめイラクの諸都市で繰り返された攻撃法に再現されている。手法はハイテク化されたが、思想は変わらない。それは「機械化された南京」でもある。

重慶に発した「戦略爆撃の思想」が、日本諸都市に対する空襲、そして「広島までの道」へのブーメランとなったのはたしかだが、そこで完結したのではなく、「東京・広島からの道」が、今日のイラク戦争にまで引き継がれている事実にも注目しなければならぬ。

それらは「アメリカの戦争」であったが、多くの場合、在日米軍基地が使われた。朝鮮戦争における横田、板付、岩国、ベトナム

ム戦争における沖縄は、空爆の発進基地であつたし、湾岸戦争やアフガニスタン攻撃、イラク戦争では、横須賀を母港とする米空母から飛び立った艦載機、戦闘艦から発射された巡航ミサイルによる空爆が戦争開始の合図となつた。三沢米軍基地のF-16攻撃機の役割も同様である。それらは「精密爆撃」という名称をかかげているが、地上の光景をみればまぎれもなく「重慶の思想」の継続なのであり、間接的であれ日本もそれに加担してきた。そして加担の度合いはますます強まっている。

07年日米で合意された「在日米軍再編・最終報告」によれば、両国は「共通の戦略目標」のもと、「アジア・太平洋地域の平和と安定」に向けパートナーシップを強化していくという。再編される在日米軍基地は、もはや「日本防衛」のためでなく、また「極東の範囲」の外にまでおよぶこととなつた。自衛隊との協力も、たとえば横田基地に設置される「共同統合運用調整所」(米第5空軍司令部と空自航空総隊司令部)や座間基地の「陸軍司令部能力」(米第1軍団司令部と陸自中央即応集団司令部)のように、従来の憲法解釈では考えられない軍事領域に突出することになつた。「再編」実効化に向け「改憲」や「派兵恒久法」が前提となるのは明白だ。日米同盟は海外戦争を視野に動きだしたとみなすべきだろう。

「侵略と支配」という加害、「ナバームと

原爆」による被害。そのなかから反省のあかしとして手に入れた「不戦・平和憲法」を否定することが、原点のひとつ重慶爆撃の無視にもつながっている。「空からのテロ」への怒りを共有することが、エスカレーターする「テロと報復の連鎖」を断ち切り、「ヒロシマから見る無差別爆撃」を普遍化する

『市民としての自衛官』の人権と『市民』の人権

名古屋高裁の自衛隊イラク派兵違憲判断を契機に考えたいこと

古川純

はじめに

4月17日名古屋高裁は、集団訴訟として市民から提訴のあつた航空自衛隊イラク派兵違憲訴訟(違憲確認、派兵差止め、損害賠償請求)に対して、判決文の中で多国籍軍と連携した航空自衛隊のクウェートからイラク・バクダッドへの多国籍軍の兵員輸送を主とする空輸活動を「戦闘地域」での武力行使の一環と判断し、武力攻撃を禁止し活動地域を「非戦闘地域」に限定したイラク特措法2条2項・3項違反でかつ憲法第9条1項違反(違憲)であると判断しました。名古屋高裁判決は、自衛隊裁判では「長沼ナイキ基地訴訟」札幌地裁違憲判決(1973)以来2回目の違憲判断であり、

道なのである。その意味でも「重慶裁判」が果たす意義は大きい。

(まえだ・てつお、重慶爆撃の被害者と連帯する会・東京代表)

高裁判決としてはじめての第9条違憲判断という点でたいへん注目すべき内容があります。最高裁の「砂川事件」判決(1959)以来、裁判所が第9条裁判では安全保障・防衛はいわゆる「統治行為」または「政治問題」であることを理由に安保条約や自衛隊の第9条違憲判断を回避してきた歴史がありますから、この高裁判決はなによりも市民らが求めた航空自衛隊のイラク派兵違憲判断を正面から受けとめて違憲判断を避けなかつた、という大きな意義があると思います。

ただし、平和的生存権を具体的権利であると解釈しながらも、原告らのおかれた状況ではこの権利が侵害されたとは認められないことを理由に(ほかに理由をあげ

ながら)市民らの請求を棄却して結局国側勝訴とした点は、違憲判断を得るという裁判の主目的は達成されたものの、訴訟技術的には検討の余地が大いにあります。

これから考えたい、いくつかの問題―

(その1) 自衛隊宿舍への反戦ビラ入れの権利

名古屋高裁判決の自衛隊イラク派兵違憲判断(自衛隊の存在・組織の第9条違憲判断ではないし、請求棄却・却下の主文なので違憲判決でもないことに注意)を契機に考えたい問題がいくつかあります。一つは、立川自衛隊宿舍反戦ビラ入れ事件裁判を通じて市民が自衛隊のイラク派兵など自衛隊の対外・対内行動を批判する意見をビラにして自衛官に伝える権利を考えることであり、二つ目は逆に自衛官が自衛隊の実態や対外・対内行動の問題を市民に表明し伝える権利の問題です。

立川反戦ビラ事件裁判は、第一審東京地裁八王子支部判決(2004・12・16)では市民の表現の自由の優越的地位を認め、たうてで可罰的違法性なしの無罪判決でしたが、控訴審東京高裁判決(2005・12・9)でイラク派兵反対のビラを「自衛隊工作」の内容と判断するような公安警察追随型の逆転有罪判決が出され、上告審最高裁判決(2008・4・11)も表現の手段Ⅱ内容中立的規制という形式論に終始して高裁判決を支持しました。そもそも立川テント村の市民

によるビラが伝える意見は、「自衛官の皆さん・家族の皆さんへ イラク派兵が何をもたらすというのか」、「自衛官の皆さん・家族の皆さんへ 殺すのも・殺されるのでもいいやだと言おう」、「イラクへ行くな、自衛隊!」戦争では何も解決しない」などという内容のメッセージであり、自衛隊宿舍の外の市民社会の大多数の市民がいたく意見(新聞報道そのものでもある)を伝えようとしたものです。名古屋高裁の自衛隊イラク派兵違憲判断からすれば、まことに的確な・的を射た意見表明であるといえます。

にもかかわらず高裁判決は意見表明の手段Ⅱ宿舍立ち入りによるビラ入れよりもビラ内容について「いわゆる自衛官工作の意味を持つものである」として、特定の言論内容を禁圧しようとする公安警察(現代の思想警察のような判断を示しているのです。高裁判決をほぼそのまま支持した最高裁判決を報じた新聞各紙の社説・論説は市民の言論活動への「萎縮効果」を警告しましたが、市民の宿舍立ち入りという手段に注目して住居侵入罪(刑法130条)で処罰するのは、近年多く運用される住居侵入罪の目的外使用による言論弾圧といわなければならぬでしょう。現代の公安警察・検察のこうした運用が司法的に認知され続けるならば、言論処罰法をもつていた戦前日本の特高警察・思想検察の手法と結局変わらないことになるのではないのでしょうか。自衛隊

という軍事力に対する実質的なシビリアン・コントロールは、主権者・市民の絶えざる自衛隊監視と自衛官を含む自衛隊に対する批判的意見表明にあると思います。

(その2) くひとく および く市民ぐとして の自衛官の人権保障の論理を考える

第2の論点を考えます。今から36年以上も前になりますが、1972年5月15日の沖縄返還協定発効を前にした4月27日に、沖縄出身の与那嶺均さんほか6名の反戦自衛官が防衛庁正門前で「自衛隊立川移駐反対、沖縄派兵反対、下級兵士の無権利状態の解消」など10項目の要求書を読み上げて沖縄への「派遣」を拒否した事件がありました。正当な権利要求などの点では言論の自由の行使にほかなりませんが、沖縄「派遣」命令を拒否した行為は抗命にあたり旧軍法ならば抗命罪で処罰されます。しかし戦後の自衛隊では防衛出動や治安出動などの行動命令のもとでなければ(平時)には)命令拒否罪Ⅱ抗命罪はありません。検察当局は当初、政治的行為の禁止(自衛隊法61条)および怠業の教唆・煽動の禁止(64条)違反で刑事訴追を検討したようですが、結局政治判断で起訴は見送りませんでした。防衛庁(当時)は、この行為を特定の背景をもつ反戦自衛官たちの宣伝活動ととらえ、「隊員たるにふさわしくない行為」(46条1号)など(ほかに無許可勤務離脱で職務

上の義務違反)に当てはめて同年5月4日に懲戒免職処分しました。このうち2名の自衛官が言論の自由ほか人権論の観点から同年11月30日に懲戒免職処分取消し請求訴訟を提起し、「4・27反軍兵士裁判」が開始されたわけです。裁判は、一審東京地裁判決(1989・9・27、請求棄却)、控訴審東京高裁判決(1993・9・6、控訴棄却)、最高裁判決(1995・7・6、上告棄却)という段階を経て、敗訴で終わりました。しかし裁判の過程で、自衛官の人権や法的地位、服務規律の特色(賭命義務と命令服従義務)、自衛隊法の罰則と旧軍刑法などの従来理論にも深く検討されてこなかった問題について研究が深められました(代理人の新美隆弁護士「故人」の著書『国家の責任と人権 軍隊規律論・安全配慮義務の法理』第一編「軍隊規律と兵士の人権」参照、結書房、2006)。

私は、「4・27反軍兵士裁判」が自衛隊の存在・組織の違憲性を問う「第9条裁判」としてではなく「兵士の人権」裁判として訴訟上の主張をしたことの憲法研究上および市民運動上の意義について、一審判決後の判例研究で次のようにとらえました。「従来、憲法学説は、自衛隊が第9条で保持を禁じられた『軍隊』であることを兵器・装備・編成等の客観的実態分析によって問題とし、自衛隊を構成する自衛官が憲法上存在してはならない『軍人』であるか否か、また自衛官の人権保障や服務規律の問題について

はほとんど議論をしてこなかったといつてよい。これは自衛隊を『もの』としかたらず、組織を構成する『ひと』を、従って組織内の市民・労働者を、人権主体を見なかつたためである。そこにこの裁判が第9条裁判としてではなく自衛官の服務規律の反人権性(憲法13条、21条、31条違反)を問う人権裁判として展開される意義がある」(拙稿「判例研究」自衛官の思想表現の自由とシビリアン・コントロール、専修大学法学研究所紀要「公法の諸問題 Ⅲ」、1990)。その背景には、自衛隊法制が独自の軍法体系を持たず国家公務員法体系に位置付けられてきたという戦後日本の再軍備の特殊性を重要論点とする見方がありました。

「軍隊社会」の否定と「市民社会」の論理への包摂

私は先のような観点から東京地裁係属中につくられた「兵士人権研究会」例会で、明治憲法下の軍人と一般官吏の相違点、自衛官の命令服従義務とその法的根拠、憲法上の根拠を欠く自衛官の職務義務、一般行政権の枠内で対外防衛組織をつくることの脱憲法性、などについて報告をしました(裁判では原告側鑑定証人としてアメリカ連邦最高裁の憲法修正1条の権利(言論の自由)と軍人に關する判例をもとに被告側代理人とやりあったこともありました)。私の問題意識は、憲法の枠内でつくられた自衛隊という組織を構成

する『ひと』自衛官に対して憲法の保障する『ひと』および市民の権利を適用する論理を構築するところがありました。「制服を着た市民」のコンセプトのもとに軍隊の中に「市民」を見るドイツ国防軍の軍人法の発想を重視されたのは山内敏弘さん(當時は獨協大学、現在は一橋大学を経て龍谷大学)でしたが、私は「市民社会」と區別して「軍隊社会」における軍人の人権制限を認めるアメリカ連邦最高裁の多数意見に反対してこれを「市民社会」の論理に基づいて認めない少数意見の判事たちに注目しました。普通の軍隊保有を前提にする合衆国憲法に対して、日本国憲法は「陸海空軍」の保持を認めていませんから「軍隊社会」を認めていないわけです。その憲法の枠内での自衛隊・自衛官の人権制限は、「市民社会」の権利制限の論理(言論の自由であれば優越的保障の上での内在的制限にとどめなければならぬ)以外に「軍隊社会」を前提にした特殊な軍人身分に対する特別の制限論は認めるべきではない、という論理を主張することになります。自衛隊側は自衛官の命令服従義務について「戦闘を目的とする武装集団たる軍隊の本質から来る要請」として「洋の東西を問わない」ものと考えたわけですが、裁判所は、自衛官を「武器による実力行使を伴う事実行為を任務とする」特別職公務員と見ながら(控訴審判決)、さらに公務員一般において反戦自衛官らの言論行動

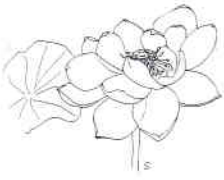
する『ひと』自衛官に対して憲法の保障する『ひと』および市民の権利を適用する論理を構築するところがありました。「制服を着た市民」のコンセプトのもとに軍隊の中に「市民」を見るドイツ国防軍の軍人法の発想を重視されたのは山内敏弘さん(當時は獨協大学、現在は一橋大学を経て龍谷大学)でしたが、私は「市民社会」と區別して「軍隊社会」における軍人の人権制限を認めるアメリカ連邦最高裁の多数意見に反対してこれを「市民社会」の論理に基づいて認めない少数意見の判事たちに注目しました。普通の軍隊保有を前提にする合衆国憲法に対して、日本国憲法は「陸海空軍」の保持を認めていませんから「軍隊社会」を認めていないわけです。その憲法の枠内での自衛隊・自衛官の人権制限は、「市民社会」の権利制限の論理(言論の自由であれば優越的保障の上での内在的制限にとどめなければならぬ)以外に「軍隊社会」を前提にした特殊な軍人身分に対する特別の制限論は認めるべきではない、という論理を主張することになります。自衛隊側は自衛官の命令服従義務について「戦闘を目的とする武装集団たる軍隊の本質から来る要請」として「洋の東西を問わない」ものと考えたわけですが、裁判所は、自衛官を「武器による実力行使を伴う事実行為を任務とする」特別職公務員と見ながら(控訴審判決)、さらに公務員一般において反戦自衛官らの言論行動

が認められるべきでないことは「難しい法律論をするまでもなく、ごく常識的にみて」多くの国民に理解されるところだ、と言いました(同)。憲法の保障のもとにある自衛官の人権制限を超憲法的な「洋の東西を問わない軍隊の本質論」や「常識論」によって片付ける自衛隊と司法の連携が自衛官の言論による「告発」を封じてしまったわけで、自衛隊の実態に対する広義のシビリアン・コントロールの点から見ても全くおかしいことであつたと思います。

情報の自由な流通を、コミュニケーションの自由を！

名古屋高裁判決を契機にいろいろと考えた私の結論は、憲法上特殊な「軍隊社会」をもたない・自衛官を含む日本「市民社会」において、情報の自由な流通・知る権利の保障と市民と自衛官のあいだのコミュニケーションの自由な展開が結局、自衛隊を監視し・暴走を止め・シビリアン・コントロールを確保する有効な方法になる、ということなのです。

(ふるかわ・あつし、専修大学教授 本会会員)



G8サミット開催を契機とする自衛隊の「治安出動」と警察・公安権力の人権抑圧に抗議する声明

市民の意見 30 の会・東京
2008年7月5日

7月7日から9日にかけて北海道洞爺湖そばのホテルで行なわれるG8サミット(「主要国首脳会議」)のためと称して、自衛隊と警察による異常な警備態勢が敷かれています。

日本政府は米ブッシュ政権によるアフガニスタン・イラク侵略戦争を支持し、派兵してそれに加担してきました。今回の「G8サミット警備」は、ブッシュ政権の「対テロ戦争」とともに世界中で進められている「反テロ・キャンペーン」の一環に他なりません。

報道によれば、「テロ・ゲリラ攻撃への対応」を掲げて昨年3月に創設された陸上自衛隊の「中央即応集団」が初めて投入され、同集団のヘリ約20機が要人輸送を行ないます。また弾道ミサイル迎撃能力を備えた海上自衛隊のイージス艦が、北海道周辺の日本海側に配備され、イージス艦が撃ち漏らした場合は航空自衛隊の迎撃ミサイル(PAC2)が使われます。

「陸上テロへの対処」として、陸自真駒内駐屯地の第11旅団と「中央即応集団」の落下傘部隊が待機します。また「サリンなどの化学兵器テロ」に対応するため、東千歳駐屯地の化学防護隊が待機します。さらに、空自の空中警戒管制機(AWACS)やE-2C早期警戒機が、24時間態勢で空中警戒を行ない、海自の艦艇が洞爺湖に近い内浦湾にミサイル艇やヘリ搭載護衛艦を待機させます。

これはもう「臨戦態勢」というほかありません。しかも石破防衛相による命令の法的根拠は明らかにされず、防衛省・自衛隊は、G8サミット開催に反対したり、「グローバリゼーション」に反対してG8による世界支配を批判したり、それに疑問を抱くすべての人を敵視して「テロリスト」とみなし、軍事的な恫喝を公然と強化しています。

これまでも警察・公安権力による「テロ・ゲリラの未然防止」を口実とする「サミット警備」により、空港での長時間審査による不当な扱い、意図的なビザ発給の遅延、入国拒否などが頻発するだけでなく、思想・表現の自由、集会やデモへの不当な介入・抑圧が続いてきました。それに加えてついに自衛隊による事実上の「治安出動」まで行なわれました。

G8サミット開催を契機とするあからさまな治安の強化、人権の抑圧は、この国の「戦争国家化」の本質を凝縮して表わしており、私たちは福田政権によるこのような強権発動に憤りをもって抗議します。私たちは福田政権に対し、自衛隊の「臨戦態勢」を解除すること、警察・公安権力による「サミット警備」中止を強く要求します。

洞爺湖サミットの背景にあるもの

——スーザン・ジョージさんとの懇談会から

高橋 武智

洞爺湖サミットへの国際的な反対運動のスポークスパーソンとして来日したスーザン・ジョージさんは、その批判点を「地球的な問題を解決する権限も合法性ももない、主要国を自称する少数国による世界支配の具」と端的に表現した。ロシアをのぞく7か国すべてがイラク・アフガンへ派兵している事実も忘れるわけにいかない。事実、スーザンさんの言葉どおり、サミットは、彼らを取り組むと称した問題を何一つ解決できずに終わった。『ルモンド』の社説は「G8はほとんど息絶えた」と述べ、『ニューヨークタイムズ』は、「気候変動」と「原油・食糧価格」のしこ名をもつ横綱級の二力士にぶつかって、G8のまわしを締めた序の口クラス福田がはねとばされるマンガを掲げた。



スーザン・ジョージさん（右）と筆者（写真撮影・内田真人）

1934年米国に生まれ、94年にフランスの市民権をとったスーザンさんとは、70年代初頭のベトナム反戦運動のさなか、パリで知り合った。彼女は「戦争停止のためのパリ在住アメリカ人委員会」で熱心に活動していた。そういうわけで、他の多くの欧米市民とともに、昨年書いたジャテック運動の回想本に彼女の名前もちゃんと登場している。

このいきさつもあって、7月2日にATTAC（以下、アタック。後述）・日本が主催した懇談会に出席した。彼女は小田実さん

のことをよく憶えていて、昨年亡くなったことを伝えると、とても残念がっていた。

以下、懇談会でのいくつかのやりとりを材料に、活動家としてのキャリアをふりかえりつつ、G8問題の前提でもある地球規模の危機への彼女の見方を紹介したい。

スーザンさんは現在の世界が直面する危機を構造的に示す三角形をボードに描いてみせた。底辺には「社会的」危機と、「金融的」危機とある。「経済的」でなく、「金融的」危機としたのは、サブプライム問題から逃げ、原油と食糧の価格高騰の張本人となっている「投機マネー」の動きを暗示したものだろう。頂点には、最も緊急の課題として「環境的」危機が来る。スーザンさんはこの危機が前代未聞の規模に達しており、たとえば、ハリケーン・カトリーナの数十・数百倍の災害が起これば、無数の難民が発生し、それを解決する名目で、社会ファシズムの支配がうち立てられる可能性もあると述べた。

敵は変わらず二つ

個人的には、運動家としての長い経歴に興味があり、半生を一貫する動機——あるいはその過程で飛躍した要因——は何かを尋ねてみると、

「60〜70年代にベトナム反戦運動に加わったのは、帝国主義戦争だったから。ついで、飢餓や貧困の分析に心を砕いた（世

界的なベストセラーとなった『なぜ世界の半分が飢えるのか』の出版を指すのだろうか。その後、世界銀行、IMF（国際通貨基金）などの国際機関が新自由主義的なグローバリゼーション（世界支配）への道を推進しはじめ、ついで、米国の右翼政権が同じ幻想を世界中にまきちらしたのに対して、アタック「こうしたグローバリゼーションに反対する市民運動ネットワーク」を組織したり、「世界社会フォーラム」「ダヴォスでの体制側の世界経済フォーラムに対抗し、01年以降アタックの呼びかけで世界各地で開かれる」などの広汎な民衆運動を通して、グローバル・ジャスティス（地球規模での公正の確立）を求める対抗的な動きに連なるようになった。」

日本人としては、小泉が「規制緩和」を打ち出し、格差社会の惨憺たる現状をつくりだしたのは、もとはといえ、米国流の新自由主義にいち早く追随した結果であり、米国のともども世界支配の共犯者になった事実を思い出す必要があるだろう。

「このようにいろいろな活動をしてきましたが、敵は変わらず一つです。それとの理論面での闘いでした」と彼女は話を結んだ。

「南北」民衆の合流に向かつて

もう一つ、ベトナム反戦運動と時を同じくして世界中で課題になった「第三世界の

解放」という問題意識がその後なぜ運動家のあいだから忘れ去られるようになったのかは、その時代を生きた人間には大きな謎だったので、それについて彼女の考えを尋ねてみた。

「ベトナム戦争自体が第三世界解放の環境だったことは事実です。けれども、当時は米ソ冷戦のさなかでしたから、第三世界の解放問題も否応なしに冷戦と関連づけて解釈されました。…」

と、いささか歯切れの悪い口調だった。「…しかし、その冷戦は米国の勝利に終わり、ニクソンが第三世界を含む「新経済秩序」の確立を宣言したものの、口先だけで、実行に移されることはありませんでした。冷戦につぐグローバリゼーションをめぐる争いで、またしても米国はロシアに勝ったのです。そういうわけで、第三世界の解放がなしとげられないまま、つまり南の国々を排除した形で現在の世界秩序が成立しているのです。

そのうち、経済発展をとげた発展途上国の一部が、今では『新興国』と呼ばれるようになりましした。」

そう言うって、ブラジル・ロシア・インド・中国など「ブリックス」(BRICS)の名をあげた。普通、最後のsは「s」などの諸国」の意味で、小文字で表されるが、スーザンさんはあえて大文字にし、これに「南アフリカ」の国名を当てた。

『新興国』が洞爺湖サミットに大きなプレッシャーを加えたことはよく知られている。

これにたいし日本人の心性では、とくに隣国の中国を潜在的脅威と見なす傾向が根強く、その漠然たる「脅威感」を根拠に、対抗的に日本ナショナリズムをかき立てる傾向がある。

この日本サイドの問題点をも直視するとき、ロシアが『新興国』というのにも疑問があるうえ、発展途上国の一部でありながら、同時に「中進国」扱いもされる「新興国」の位置づけは、もう少し整理が必要なのところだったが、残念ながらその時間はなかった。

「アントニオ・ネグリのように一挙的な変革を唱える論者もいるが、国家を前提とする世界の枠組みでは、そうした現実的可能性はない。」「北では、政府と拮抗するほど市民（ピープル）の力が成熟している国もあるが、この力を南の諸国の圧倒的多数（1日1ドル以下で暮らす「底辺の10億人」が存在するという！）の民衆の力と合流させることが、迂遠かもしれないが、われわれの課題だろう。」「所詮暫定的・抽象的ではあるが、これが彼女の結びだった。

（たかはし・たけとも、本誌編集委員）

原子力空母は来るな！ 1万5000人、横須賀に結集

八木隆次



「原子力空母の横須賀母港化を許さない全国集会」が7月19日、米海軍横須賀基地に隣接するヴェルニー公園で開かれた。主催は平和フォーラム・神奈川平和運動センター・三浦半島地区労・県内の市民団体などで作る実行委員会。梅雨が明けて、真夏の太陽が差し込む会場には、全国各地の平

和運動組織や、自治労・日教組・私鉄総連・国労・全水道などの労働組合、反原発グループ、首都圏の平和運動団体など、受付の集約では1万5000人が、手製のプラカードや組織の旗を掲げて参加した。

冒頭で平和フォーラムの事務局長・福山真劫は、「原子力空母の横須賀配備は、安全確認も情報公開も無い原発を、東京湾に作るのと同じ。また米軍はアフガンやイラクで民衆を虐殺している。米軍の侵略戦争に加担することはできない。」と訴えた。

弁護士の上野正彦さんは、「ジョージ・ワシントン」は5月に火災事故を起こした。原因が明らかになっていない。それでも修理後の9月に入港という米軍の発表は傲慢だ。配備は絶対に認められない。」と話した。沖縄平和運動センター事務局長の山城博治さんは、「与野党が逆転した沖縄県議会では、辺野古新基地建設に反対する決議を採択した。12年に及ぶ闘いの成果だ。あきらめずに闘えば、必ず道は開ける。」と、力強く連帯を呼びかけた。

集会後のデモは、会場から米海軍横須賀基地前、横須賀中央駅前商店街を通って、横須賀市役所まで向かう1.5キロのコース。距離は長くないが、最後の参加者が解散地点に到着するには3時間かかった。日米両国政府は在日米軍再編の一環として、原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀母港配備に合意した。米海軍横須賀基

地は、1973年に空母ミッドウエーが配備されて以来35年間、米海軍が海外に持つ唯一の空母母港として使用されている。これまで配備された3隻は、日本の反核感情に配慮してか、いずれも通常動力であった。ジョージ・ワシントンは、日本に初めて母港配備される原子力空母となる。米海軍は当初、8月19日の横須賀入港を予定していたが、5月に演習中の南米沖合で大規模な火災事故を起こし、現在は米本土で修理中。入港は9月下旬に延期された。

狭い船内に原子炉を置いた原子力空母は、地上の原発よりも危険。しかも原子力空母は軍事機密に覆われており、日本政府は安全審査すら行なうことはできない。原子力資料情報室は、停泊中の原子力空母がメルトダウンを起こした場合、関東一円で120万人が死亡するという調査結果を発表している。また原子力空母の配備を許せば、横須賀は永久に米海軍の出撃拠点とされてしまう。それは、空母艦載機が駐留する厚木基地の爆音被害を固定化し、新たに空母艦載機の駐留地となる岩国基地周辺住民に被害をもたらすことになる。

1万5000人の結集は、2003年のイラク反戦運動以来の大成だ。大衆運動の再度の巻き返して、在日米軍再編と原子力空母の横須賀母港化をとめよう。(やぎ・りゅうじ、平和フォーラム事務局/写真提供も)

原発はどうして危ないの？

杉嶋 拓衛

日本は木々に囲まれた自然豊かな国。経済が発展することで先祖が守ってきた宝を捨てている。山には産廃（産業廃棄物）のゴミが、海には原発（原子力発電所）が建設される。山にはダイオキシンや重金属、海

には放射性廃棄物を垂れ流す。自然には自浄作用があるから大丈夫？ 原発推進者は言うけれど、元々自然に存在しない物は自然には還りません。空気や水は生命の源。それを汚して生きていける訳がありません。ちよつと立ち止まって原発について考えてみましょう。分かり易く途中Q&A方式で書いてみます。

トイレなきマンションⅡ原発

皆さんは、トイレのないマンションに住みたいですか？ 原発は、自分の出したゴミをどこにも出せない仕組みになっていきます。そして時期が来ると捨てる場所に困ってきます。溜まった肥（こえ）は汲み取れば良いと最終処分場に捨てようと思いますが、未だに候補地も見つからない有り様です。

Q1 どうして原発は海の近くにあるの？

A1 大量の熱を冷やさないといけないから。外国のような大型河川がない日本

では、海水に熱を放出しないとすぐに原子炉が高熱になってメルトダウン（原子炉溶融）を起こします。

Q2 原発は地球温暖化防止に貢献しているの？

A2 最近の電力会社のCMでは、発電時にCO₂が発生しないと宣伝しています。（太陽光発電・風力発電と並んで）原子力発電はCO₂を出しませんと言うことで、クリーンエネルギーに見せかけようとするので注意しましょう。

Q3 エネルギーが足りないのでは？

A3 日本の国にある資源は、石炭だけです。石油は無い。ウランも無い。ガスも無い。こんなエネルギー貧乏国なのに、湯水のように石油を使い、原子力産業に依存するのは国策として間違っている気がします。頼みの炭鉱もエネルギー政策の転換（石油にシフト）とやらで、廃坑にしてしまいました。

Q4 原発やめたら電気が足りなくなるの？

A4 いえそんなことはありません。火力・水力・揚水発電だけでも十分にまかなえます。2003年東京電力の原発は17基全部止まりましたが、停電は起きま

せんでした。

大量の劣化ウランをつくる

エネルギー的な観点で原発は論議されがちだが、ウラン燃料（ウラン235）の精製過程で、燃えないウラン（ウラン238）が大量に生産されます。100万キロワット級原発一基で、年間30トンのウラン燃料が必要になりますが、燃えないウランも160トンできることになりました。燃えないウランは劣化ウランと呼ばれ処理に困っている現状です。日本の原発55基合計約5000万キロワットがフル稼働すると、1500トンのウラン燃料が必要になり、8000トンの劣化ウランが残ります。日本にはウラン燃料だけくるわけですから、アメリカやオーストラリアなどウラン原産国に劣化ウランを放置することになります。処理に困ったアメリカは、湾岸戦争（1991年）時に劣化ウランを兵器として使い始めました。以降ユーゴ爆撃（1999年）アフガン攻撃（2001年）イラク攻撃（2003年）と戦争の度に使用される劣化ウラン。原発を稼働させることで劣化ウランを作っているということを忘れてはならない。

弱いものイジメの象徴Ⅱ原発

原発の燃料であるウランは、アメリカ、カナダやオーストラリア、インドの先住

民の住居に近い場所で採掘されています。掘ったウラン残土はほったらかし。ウランが日本にやってきたとしても原発労働に従事させられる人は電力会社の正社員ではない。協力会社と呼ばれる下請け・孫請け会社から日雇い労働者で徴用されて一定の被曝線量になるまで被曝労働に就かされます。管制室からパネルで指示するというイメージは大嘘です。現実には配管から漏れた水を雑巾で拭かされる仕事や、定期点検の際、放射能まみれのシユラウド（格納容器）で仕事をさせられて被曝を押し付けられているのです。被曝労働によって白血病になった人達が現在労災裁判を闘っています。

自分の家の近くにウラン残土が捨てられたり、自分や自分の大事な人が原発で働かされて放射能まみれになっても構わないと原発賛成派の人は言うのでしょうか。

原発が廃炉になったらどうなる

解体された高レベル廃棄物の収容先はありません。驚くべきことに低レベル放射性廃棄物は、放射線を浴びた鉄骨などをクリアランス（すそ切り）と称して市場に流通させるつもりです。原発廃材で製造されるフライパンも近い内に実現します。台湾では原発廃材の鉄筋で作られたマンションに知らずに住んだ住民が体調不良を起こした事件もありました（1992年）。

このように後のことを何も考えない原発

を支持しますか？ 私はできません。エネルギーが足りないじゃないかという人に聞きたいです。

①節約はできないのか。日本という国が世界中の資源を使い尽くす生活を維持することには疑問を感じます。

②一番安全なエネルギーは選べないのか。原発に40%依存というのは事業者の都合でしかありません。火力・水力・揚力発電でも電気は大丈夫です。2003年東電が原発17基を全て停止しても停電は起きませんでした。電力事業者は国民に対して全ての発電方法のメリットとデメリットを明らかにして議論をすべきなのです。今の自然エネルギー補助金体制は、原発ありきの原子力一辺倒になっています。つまり議論は尽くしていません。後世の人々への影響を考えたら原子力だけは選べません。放射能は無毒化できません。

最後に

日本が核武装を目論んでいます。高速増殖炉もんじゅ（福井県）と六ヶ所再処理工場（青森県）は核兵器を製造する以外意味のない施設です。

エネルギーが足りないと言いながら、電気はまともに作れないもんじゅは、兵器用プルトニウムだけは生産できます。再処理工場はそれを処理することで最大で年間62

キロ（原爆30発分）もプルトニウムができる。核武装と言えば勇ましそうです。中国を始めとしてアジアの核軍拡競争を招く大変な愚行になります。米ソ冷戦下で飽くなき核軍拡競争をした結果を忘れてしまったのか。日本は戦場で原爆を落とされた唯一の国です。この痛みを知っていることを平和への道に活用すべきです。いくら強がっていても食糧自給率40%、資源も全て輸入に頼る日本が外国と戦争することは破滅への道です。日本が目指している国連安保理常任理事国は全て穀物輸出国でもありません。核を持てば強くなれると勘違いせずに友達をいかに増やすのか、森に囲まれた豊かな自然をどう活かすのか、海に囲まれた島国ならではの生きる道は必ずあります。日本人は元々勤勉な民族です。与えられた条件の中で最善の答えを出す資質は備わっています。いたずらに欧米化することが日本人の未来を拓くことにはつながりません。少なくとも放射性廃棄物とは共生できないので原発は即座に廃止すべきです。

（すぎしま・たくえ、たんぼぼ舎）



ガリ版朗読会と呼ぼう

詩人・長谷川修児さんの朗読会

「五月末来へ 風はどこへ吹くか」
(5月17日) に立ち会った

村雲 司

それは聴くでも観るでもない、もっと緊密な、「立ち会え」とでもいう言葉が、相応しいような会となった。タイトルの描かれた垂れ幕を背に、何気なく始まった長谷川さんの挨拶が、会場の現在をスパッと切り裂くようにして、突然朗読に変わった。

瞬く間に引き込まれた。これは何だ、凄じいものに立ち会っているぞと、身の引き締まる思いにとらわれていった。詩集を作らないという長谷川さんの、どうやっても詩集なぞに閉じ込められるものではない詩がそこに在った。会場の空気ばかりか、何時か私たち自身も、詩の中の存在となった。

長谷川さんはベトナム反戦運動の中で



『ベトナム反戦詩集』を發行し、その後も詩のミニコミ誌『遊撃』を發行してきた。途中家族の介護のために3年ほど休刊があった

が、一貫してユニークなガリ版印刷で出版を続けて来た詩人である。

私は4年程前、友人に薦められて、出版を再開したばかりの『遊撃』を読み始めた。先ず何よりも「ガリ版」に驚いた。てっきり過去のものと思ひ込んでいたものが、そこに堂々と存在していた。書かれているものも又、私が過去に押し込め、頬かむりして見ない振りをしようとするものたちだった。過去が堂々と、今に向って真正面から語りかけて来た。戦争である、南京である、自衛隊である、三里塚である。そして、やさしさである、愛である、ジャズである……

忘却という本能をよいことに、亡きものにしようとしていた現実が、ガリ版文字の魍魎(もうりょう)となつて、私の首筋をつかんだ。

活字印刷の文字は、権威である。制服やスーツに対する先入観のように、文章の本質を装い隠してしまう。ところがガリ版の文字は文章を裸にし、否応無く本質を焙(あぶ)り出す。一文字毎に、カツカツと鉄筆の音が響き、筆耕者の溜息すら聞こえる。読み解く覚悟が湧いて来る。

朗読会もいわばガリ版朗読会であった。

詩の朗読会の私のイメージは、黒尽くめか何か、独特の衣装で朗々と詠い上げ、時折は絶叫するような、ちよつと身を引く思ひの世界であったが、この朗読会は、全くの別物だった。

庭いじりのついでに、そのまま会場に来たようなジャージ姿の長谷川さんは、若い頃和菓子職人をしていて、そのせいで早くから総入れ歯になってしまったと冗談のようにして語った後、口元をしっかりと固め、一語一語噛み締めるようにして朗読を始めた。私は、初めて入れ歯に威厳を感じた。幾つもの詩と、時に吹くブルースハーブの吹奏(これも十六ハモニカの奏でる詩だった)に立会いながら、思い浮かんで来たことがある。朗読会のおかずか二週間前に臓器移植をした友人のことだ。受け継いだ命に、児を孕んだようないとおしさを感ずると、その歎びと覚悟を伝えて来た。

同じように長谷川さんの詩は、私の中の朽ちかけた記憶に次々と新たな命の灯を点しながら、同時に覚悟をも強いて来た。

17年振りで再開された朗読会は、今年一気に3回開催される。今回は8月15日。さあ、今度私は何を孕むか。

(むらくも・つかさ、『俳句余想・梅が丘通信』発行人)(写真撮影 大木晴子)

次回の詩朗読会

「太陽は希望か 希望は戦争か
栄養不良少年はいく」

日時 2008年8月15日(金)

午後2時〜4時 開場1時30分

会場 アートスクエア木月

東急東横線・元住吉駅西口徒歩3分

TEL 044-4333-4010

反戦ビラ配布で逮捕・有罪にされるなんて!

立川自衛隊監視テント村
高田幸美さんを囲む読者懇談会(6月11日)から

自衛隊反戦ビラを配った建物は、何ていうこともない公営団地のような4階・5階建ての官舎で、全戸で300戸から350戸ほどでしょうか。管理人もおらずエレベーターもないようなところです。03年10月に小泉首相が自衛隊をイラクに行かせると言い出し、もしそうになったら隊内の人権侵害が激しくなるかもしれない、何かあったら自衛官の人権ホットラインを利用してもらうとビラを作成し、10月から翌年2月まで月1回ペースでドアポストに配ったわけです。

04年2月27日の早朝6時半頃、突然テント村の事務所のチャイムをもの凄いいで鳴らす人がいて、事務所にいた私は怖いのでじっとしていたら、今度はドアが壊れそうなくらい叩いて、「立川署の者だ、開けないとドアを壊すぞ」と言っていて、チェーンロックを壊して刑事が入ってきました。見せられた家宅捜索の令状は、「1月17日住居侵入容疑」とい

うもの。私は人の家に侵入した覚えはないので、もう何が何やらです。

段ボールに「イラク」と書いてあるものすべてを詰められて3時間くらい。これで帰ってくるかなと思ったら「もう一枚見せるものがある」と言われ、それが逮捕令状で、思わず「ハァ?!」と声を上げてしまいました。だって、ビラのポストイングはいちばん穏当で、静かで、地味で、安全な活動じゃないですか。

女性の警官によって、違法とされる身体搜索をされました。そのあと財布と歯ブラシは持てと言われ、手錠をすることと訊かれてイヤだと拒否したら「逃げるなよ」と言われました。ですがその後立川警察署では、取調室にいる時以外は両手錠に腰縄の状態でした。

取り調べは、バンバンと机を叩く若くてごつい体躯の公安刑事と、ちよつと年齢が行っていて、まあまあというタイプの画に描いたような刑事2人組(笑)によつて行なわれましたが、若い方の刑事が、その日の取り調べが終わって房に戻される時に、耳元で「お前は悪い女じゃないって、俺は信じてるからな」とささやき、これがいちばんキモチ悪かったです(笑)。

拘留所にいた時に始まった一番の裁判では、自衛隊側の証人も出てきて迷惑だとか妻や子どもが家にいる時に怖いとか

の証言をするのですが、「この団体が暴力的なことをする団体だと思ってましたか」と訊かれて「そんなこと思ってませんよ」と言っちゃった人もいて、「迷惑だったと言えればいいでしょ」といった程度の認識で出てきた人もいたのではないかと思います。

立川の留置場の女子房には全部で20人くらいいて、外国人が多く、大多数がビザの期限が切れただけのアジア人女性たちです。反戦運動をやっていてビラを撒いただけで捕まったと話すと、みんなびっくりしていました。イスラエルから来た、ある女性は宗教の関係で留置場が出る食事がどれも食べられなくて数日後に倒れてしまいました。日本語のわからない彼女に、回ってきた新聞にイスラエルの人権活動家が出所した記事が載っていることを教えてあげたら喜んでいました。また中国出身の女性から、母方の祖父が戦時中、日本軍に斬りつけられた刀傷が背中に残っていて一家全員大の日本人嫌いだっただけけれど、父が中国残留日本人孤児だとわかって母は離婚したなどという話を聞きました。こういった話は私が反戦運動をしている人間だから話してもらえたことで、運動をやっているといるいろいろな人とつながれるんだということを実感しました。

水俣病のドキュメンタリーで知られる土本典昭監督が亡くなった(2008年6月24日)。「肺ガンではないか」との診断があつてから、ほぼ一か月半という早い旅立ちだった。肺ガンのがすでに脊髄に転移していたようだ。水俣病の実相を記録し告発した土本さんは、人類の恩人なのだが、その恩人を病によつて苦しめているのは、理不尽だと思えた。いっぽう、観客といういささか無責任な立場からは、土本さんがこの時代にいてくれてよかつた、とつくづく思う。土本なる才能が、水俣病を撮っていないければ、と考えるとゾツとする。もしも〈天の配剤〉があるならば、水俣病に土本監督を、三里塚には小川紳介監督を割りふつた配置に感嘆するほかない。そのふたりをガンが襲うのだから、〈天の配剤〉を恨みたくもなる。

これまでにも、水俣病に匹敵した公害病は数多くあつたろうし、将来もありつづけるのだから、記録され描写され公開されなければ、その公害病は存在したことになる。どれほど多くの公害病が、かたちの定まらなさをいいことに、隠蔽されてきたことだろうか。水俣病は、土本らの力によつて可視化された。

講演のなかで土本さんが、四大公害事件と言われるものをふくめているいろいろ公害病があつたが、「水俣だけが突出しているんな

連載エッセイ 第6回

考えるための道具

表現にめぐまれている」(注1)と語っている。なぜ水俣なのか。大きな理由として土本さんは、石牟礼道子さんの存在をあげる。人口三万数千人の水俣市によくぞ石牟礼さんがいてくれた、というわけだ。「あの方(石牟礼さん)筆者注」が存在したか、しなかったかでは、水俣の歴史ががらりと変わったんじゃないか(注1)。

〈天の配剤〉は、土本を水俣にテレビの仕事でおもむかせる。1965年ころだ。土本たちのクルーは、何気なく、庭先で日なたぼっこをしている母子をカメラに収める。ここで

問題がおこる。その子どもが胎児性水俣病だつたため、母親は、「胎児性のわが子を盗み取りされた」と理解し、その口惜しさもあつて、思いのたけの罵声を」(注2)土本に浴びせた。その非難の声は、「決してやわらぐことなく数分、いや十数分、つづいたであろうか」。「私はいつもこの日の出来事につれもどされ、それを避けるわけにはいかないのだ」(注3)。

〈天の配剤〉は、土本をいったん「おでこをすりむいた男」(注1)にする。土本は、いくら謝っても許してもらえなかった体験などをとおして、「撮れない水俣」を身体化していく。20世紀の人類が「自然」に加えた重

大な変化が、核と有機水銀だった。両者は、生命に与える影響が予測できない点でも共通している。ともに、「見えない」のだ。「不可視の、社会の病い」としての水俣病」(注3)を可視化しようとする。と、自分が背理なのだが、その不可能さを掘り下げて生まれたのが、『水俣——患者さんとその世界』(71年)である。努力と気迫が、可視的な傑作を生んだのだ。そんな表現者を、水俣や不知火海という風土が呼んだようにも思える。

土本さんから聞いたことばだ。「運動しているときは撮るな。撮るときは運動するな」。

鈴木一誌

その発言の背後には、映画は見られたあとで、観客ひとりずつのなかで運動がおこればよい、との信念がある。だとすれば、映画は、見ようとすると観客がいなければ、いまだ不可視のままだということになる。土本さんの座右の銘を引いておこう。

「映画は、考えるための道具である」

(すぎき・ひとし、グラフィックデザイナー、題字デザイナーも筆者)

(注1)『映像を記録する 水俣——患者さんとその世界』人文研ブックレット5、中央大学人文科学研究所、1997年

(注2)土本典昭『わが映画発見の旅 不知火海水俣病元年の記録』ちくまぶっくす、1979年

(注3)土本典昭『水俣映画遍歴 記録なければ事実なし』新曜社、1988年

吉川 勇一著 『民衆を信ぜず、民衆を信じる』(第三書館)を読んで

遠藤 洋一

吉川勇一さんの近著『民衆を信ぜず、民衆を信じる』は、その副題が「べ平連」から「市民の意見30」へ、となっている。

本の「帯」がスゴイ。「77歳吉川勇一が言ってきたこと、言っておきたいこと。」とある。これでは、遺言のようではないか、しかしこの本は吉川勇一さんの77歳、世に言う「喜寿」の祝いのパーティの160人を超す参加者へ「引き出物」として配布された。もちろん市販されている。アマゾンでも入手できる。

このパーティは、単に吉川勇一さんの長寿を祈念(もちろん願っていますよ)するものではない、ほくも呼びかけ人の一人だが、

ご案内の文章の一部は、以下のようだ。

さて、わたしたちの人生の先輩であり、市民運動の先達でもある吉川勇一さんが、この(2008年)3月16日に77歳の誕生日を迎えます。(中略)

吉川さんは一人暮らしのため身軽になりたいとのことで、昨年11月、以前と同じ西東京市内のマンションに転居されました。新居探し、それにとまなう膨大な書籍、書類、レコード等の整理・処分など、それは大変な重労働だったようです。富士山が眺望できる新居への引っ越し、ホームページの再開、さらにはなんと、何年も前から熱望していたピアノへの挑戦など、吉川さんは人生の新ステージへと精力的に踏み出しています。

吉川勇一さんの新ステージへの入口、77歳の誕生日を、盛大にお祝いしようではありませんか。みなさまのご参加を、呼びかけ人一同、心より熱望しています。

(後略)

吉川さんのホームページや「べ平連」の

ホームページを読むと、この本にかけたエネルギーのすごさに感心する。書き下ろしの「前書き」もあるが、副題の「べ平連」時代からの、各種論文や評論、吉川さん自身の闘病から、「お連れ合い」祐子さんの介護、見送りそして、小田実さんの見送り。たくさん友人や、仲間の皆さんへの弔辞。

その上に、1995年からの年賀状のカラーページもある。それはこの13年間に何が起こったかが、世界がどう変化したのか、この国がどう悪くなったかが、嘆かれ、語られ、不思議な年譜になっている。私的に言えば「私的」だが、喜寿の祝いの「添え物」では決してない、歴史書なのだ。その「極私的」な400ページの分厚い本の極みは、最後の16ページの「吉川勇一略歴」にある。1931年の誕生から、2008年の今日までの、吉川勇一さんと、日本と、世界との関わりが雑然と並べられている。いつ頃から「髪の毛」が無くなり始めたのか(すぐく若いときなのでびっくりする。吉川勇一さんは、おじいさんから禿げているわけではない)。しかし、ほくが初めて吉川さんを見た1968年4月のべ平連定例デモの時は、黒いベレー帽姿で、気がつかず、以来40年お付き合い続けさせていただいている。

是非、一読をすすめます。

(えんどう・よういち、前福生市議会議員)

民衆を信ぜず、民衆を信じる

三三三

「べ平連」から市民の意見30へ
吉川勇一 著

湯浅 誠著

『反貧困―「すべり台社会」からの脱出』(岩波書店)

貧困からの脱出を阻むのはなにか

吉田 和雄

日本社会の中に貧困問題はあるのか?と問われたらあなたはどうか答えるだろうか。湯浅はこういう。「(貧困は)単に見えない

だけではない。貧困は積極的に隠されてもいる。オリンピックやサミットなどの国際イベントは、必ず野宿者の排除を伴う。学校給食・保育費・医療費を支払えない人が出ると、多くの場合、本人が払おうとしないことが強調され、背後にある貧困問題は隠される。そのことが、自己責任論を許し、それゆえにより一層社会から貧困を見えにくくし、それがまた自己責任論を誘発するという悪循環を生んでいる。」貧困問題の解決の第一歩は「この悪循環を断ち切ることに他ならない。」

驚くべきことに、日本政府には収入がいくら以下の水準だと貧困とみなす「貧困指標」のような公式統計がないというのである。憲法25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利を「国民」の生存権として保障している。

それに基づいて最低ラインの生活を保障しているのが生活保護基準である。生活保護を受給している人は2001年で151万人。研究者の試算では生活保護を必要とする人の16%にすぎない。推計では貧困層の数は

1000万人に達する計算になる。

ところが日本政府は「捕捉率」(生活保護を必要とする人の割合)を調査しておらず、どれだけの人が最低生活基準である生活保護費以下の生活をしているか、公式の数字がない。政府の国会答弁は生活保護は本人の「申請」に基づいて受給するのだから調査は「困難である」と答えているのだ。かくいう私も含め、生活保護費がいくらか知っている人はまずいないだろう。

実態や問題を見えなくしているのは政府ばかりではない。マスコミも同様である。6月に起きた秋葉原での殺傷事件では、背後に加害青年の派遣労働の問題があることが指摘されるようになった。だが派遣元の日研総業の名前は出ても関東自動車工業東富士工場の元受けであるトヨタの名前と責任を追及する声は聞かれぬ。

「実態を知る」「見る」ことの大事さは政府ばかりでなく市民と社会にも向けられている。

だが湯浅の政府と市民・社会の目線は異なる。政府が貧困の実態を知らせず、調査しないで対策を放置するのは、憲法25条違反であり改善する義務がある、それは本人が「働かない」「努力しない」などの自己

責任でも自助努力でもない。

それに対し「公的施策の外にいて問題提起し続け、監視し続ける」のが「市民社会領域」の役割だ。

私が湯浅の活動に注目したのは「反貧困」というネットワークのくくり方を必然化させたNPO「もやい」の活動にあった。ホームレスやDV被害者、多重債務者などへの支援の切実さに応じた具体的活動(生活保護申請の同行、連帯保証人の引受け、相談のつまり場設置)、に感心したからである。なかでも生活保護受給者の連帯保証人になるということは生活保護者に偏見を持った人ならなかなかできるものではないだろう。

その現場性があるからこそ、生活困難者ほど自己責任論にとらわれ、社会に迷惑をかけたくないという思いが強く、自殺に追い込まれたりする「自分自身からの排除」を余儀なくされているという。メンタル面への理解とサポートが必要な所以である。

湯浅は、貧困をなくすには行政、企業に責任を取らせることと、市民が社会(連帯)をどう作り出すのかということが大事で、貧困問題は私たちのめざす社会の根本にかかわる問題であるという。

わかりやすいデータ、冷静な論理と現場での経験に裏打ちされたことばに、社会的「弱者」へのやさしさと市民社会の回復への強い意志が込められている。

(よしだ・かずお、本誌編集委員)

状況を直視する勇気 映画紹介 「この自由な世界で」



2007年ベネチア国際映画祭最優秀脚本賞・同年セビージャ映画祭最優秀作品賞作品／監督 ケン・ローチ
脚本 ポール・ラヴァティ／主演 キルステン・ウエアリング、ジュリエット・エリス／英・伊・独・スペイン合作／配給 シネカノン
(8月より東京・渋谷シネアミューズほか全国で上映)

◆華やかな観光名所とは対照的に、荒涼たる風景のロンドン東地区。外国人移民労働者を扱う派遣仲介社で面接担当として働くシンゲルマザーのアンジーは、ある日突然解雇を言い渡される。思い悩んだ末彼女は、親友の女性とふたりでそれまでのノウハウを生かし、モグリの派遣仲介業を立ち上げる。最低賃金にも満たない時給仕事を求めて殺到するポーランド人やウクライナ人の群れ。商売が軌道に乗るにつれ、彼女の野心はふくらみ、偽造パスポートを使う危うい取引にも手を出す。一方、彼女の両

親に預けられた11歳の息子は、学校でたえず問題をおこす。両親との間もうまく行かない。そんなところへ、取引先の雇い主が賃金を払わずに姿をくらまし、彼女は矢面に立たされる。食いつめた移民たちは、未払い賃金を要求して次第に暴力的に……。

◆この作品の背景には、サッチャー、ブレア以来の新自由主義(という名の弱肉強食)政策、とりわけ最近のEU拡大の結果としての東欧労働者への市場開放があるようだ。アンジーは移民労働者を搾取しながらも、一方で人間的な感情に駆られて無権利状態のイラン人一家を助けたりもする。だが、激しい競争の中で彼女自身も事業を拡大して生き延びるために、結局は冷酷な行為に手をそめるに至る。

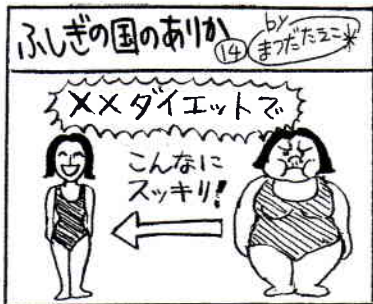
◆外国出身者が人口の1割に達するEU主要国と比べれば、外国人比が100人あたり1.7人(法務省調査、実際はもっと多い)という日本では、移民労働者の問題はまだまだやっとな見えたばかり。とはいえ、すでに彼らの雇用の不安定、劣悪な労働条件、子どもの教育・住居・在留資格等の諸問題が山積している。しかも生産年齢人口は年々減少し、様々な分野で労働力輸入が増加するのは明らかだ。この映画と似た状況、つまりグローバリゼーションの波が、私たちの周辺にも押し寄せている。

◆監督のケン・ローチは、映画ジャーナリストのグレアム・フラーの表現を借りれば、

「支配者たちがそうでない人びとを搾取し騙すことが自明である世界において、異議申し立てをする手段として映画の仕事にほぼ終始一貫して固執」してきた稀有な存在だ。その作品の主人公は、孤独な落ちこぼれ少年、苛酷な現場で働く建設労働者、アル中の失業者、父親の違う4人の子供を抱えるウエイトレスなど、つねに厳しい現実と苦闘する人びとだ。彼らの怒りや悲しみだけでなく、その弱点も含めて、鋭く、時にはユーモアを交えて描く。最近ではとくに、スペイン市民戦争を描いた95年の「大地と自由」、アイルランド独立闘争を取りあげた06年の「麦の穂を揺らす風」(カンヌ映画祭パルムドール賞)の2作が、第2次大戦直後のイタリアン・リアリズム映画を思いおこさせる力強さによって、忘れ難い印象を残した。

◆映画にもつばら娯楽の機能を求める人がケン・ローチの作品を避けたら、残念なことだ。彼の作品は、どんなに暗い現実を扱っていても、私たちの心を暗くするものではない。それどころか、多くの優れた芸術作品がそうであるように、私たちに身のまわりの状況を直視する勇気を与えてくれる。彼の主要作品はDVDでも見ることができ、この機会にとくに若い世代の人びとに勧めたい。これまでほとんどのケン・ローチ作品を輸入・配給してきたシネカノンに敬意。

本野義雄(もとの・よしお、本誌編集委員)



2008.6.16.8:30PM*

Information

【東京】☆8月9日(土)集会「沖繩・辺野古はいま(仮)」18:00～講師:吉田正司 場所:中野商工会館大会議室(JR中野駅徒歩7分)主催:戦争に反対する中野共同行動(電話:090・5344・8373)

☆8月9日(土)大泉市民の集い40年の会 14:00～17:00 発題「1968年と2008年」和田春樹、他講演と映像 場所:大泉勤労福祉会館ホール(西武池袋線大泉学園駅徒歩3分)会費500円 主催:ベトナム戦争に反対し朝霞基地の撤去を求める大泉市民の集い(電話03・3922・1219、和田)

☆8月10日(日)2008 平和の灯を!ヤスクニの闇へキャンドル行動～ヤスクニ・戦争・貧困～ 13:30～場所:日本教育会館(地下鉄神保町駅徒歩5分)参加費:1000円 ◆第1部:ヤスクニをめぐるトーク:高橋哲哉他 ◆第2部:証言 韓国・台湾・日本・沖縄からの合祀取り下げを求める証言 ◆第3部:平和コンサート ◆第4部:平和のキャンドルウォーク ●展示会「靖国」の闇に分け入って8月4日(月)～8月11日(月)10:00～18:00(最終日16:00まで) 場所:一ツ橋画廊(日本教育会館1階)主催:平和の灯を!ヤスクニの闇へ 東アジア反靖国キャンドル共同行動実行委員会(電話:03・3355・2841)

☆8月10日(日)戦争責任を問い戦後補償を求め「平和をつくる8・10集会」13:30～17:00 パネルディスカッション 早乙女勝元/土屋公猷/星野弘他、場所:台東区民会館8F第2会議室(東武線・地下鉄銀座線・都営地下鉄「浅草」駅下車)資料代:500円 主催:東京大空襲訴訟原告団など(問い合わせ先 電話:03・3616・5531)

☆8月15日(金)わだつみ会8・15集会 13:30～ 近藤一「戦争への道許すまじー中国戦線と沖縄を語る」他 場所:江戸東京博物館1階ホール(JR両国駅、都営地下鉄両国駅) *8月13日午前～16日、同ホールにて「わだつみ」記念館所蔵映像資料の上映、同ロビーにて戦没学生遺稿を展示 主催:わだつみ会(電話:03・3815・8071)

☆8月15日(金)「戦争の記憶」を問い続けよう!—8・15反「靖国」行動 ◆デモ 14:30～集合:西神田公園(地下鉄神保町駅徒歩7分) ◆集会 17:45～ 問題提起:太田昌国/天野恵一他 場所:千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅徒歩7分)主催:8・15反「靖国」集会実行委員会 電話:090・3438・0263

☆8月27日(水)再処理工場とめよう市民行動 18:30～19:00 経済産業省別館前 主催:再処理とめたい!首都圏市民のつどい(電話:03・5289・8224(原水禁国民会議)他)

【東村山市】☆9月6日(土)障害者・患者9条の会結成3周年企画「人権と平和を考えるつどい」13:30～16:00(開場13:00) 人権と平和を考えるシンポジウム:平沢保治/岩佐幹三/吉川第一[コーディネータ=蘭部英夫]会場:多磨全生園集会场(東京・東村山市青葉町4-1-1)参加費(資料代)500円 ●午前10時集合で希望者による「ハンセン病資料館ツアー」を行ないます。主催:障害者・患者9条の会 *申込は8月25日まで。

名前、連絡先、シンポ、ツアーの参加希望を明記し、事務局にメールを。メール:9jo@nginet.or.jp

【立川市】☆9月13日(土)シビル市民講座第7期 20世紀をこえて—先輩女性に聞く 第1回「人民解放軍に参加した若き日、そして日本の戦争責任と向きあって」講師:山辺悠喜子 場所:シビル2階(JR立川駅徒歩3分)14:00～17:00 受講料:各回1000円 主催:シビル運営委員会 ※定員各回20名。申し込みはシビル(電話:042・524・9014)、加藤(042・524・9863) 9月27日(土)第2回「為政者に騙されない力をつけて生きよう—戦争の加害者の責任を問いつづける」講師:井上スズ 時間・場所・受講料は第1回に同じ。

【神奈川県川崎市】☆8月15日(金)詩朗読会第二部「太陽は希望か 希望は戦争か 栄養不良少年は行く」14:00～16:00 場所:アートスクエア木月(東横線元住吉駅徒歩3分、会場電話:044・433・4010) 詩朗読・フォークソング、映像詩「狼の系譜」主催:長谷川修児(「遊撃」発行人)

【千葉県市川市】☆9月7日(日)「九条の会市川」結成3周年記念集会「なぜ日本はアメリカから自立できないのか」14:00～ 講演:古関彰一/憲法対談:古関彰一vs高橋勲/ミニコンサート 場所:市川市民会館(京成・京成八幡駅、JR本八幡駅下車)参加費無料 主催:九条の会市川(電話:047・372・8486)

【神奈川県相模原市・座間市】☆8月16日(土)「バスストップから基地ストップの会」定例デモ 16:00 集合 場所:小田急線相武台前駅北口(連絡先:070・5559・1439 原) 毎月第3土曜日(10月より14:00集合)

【大阪】☆8月14日(木)「市民の意見30・関西」例会 13:30～ テーマ「小田実さん」と「8月14日」—映像と語り・遺した言葉一、語り:坂元良江 場所:大阪市立弁天町市民学習センター7F(06・6577・1430、JR「弁天町」駅下車5分)連絡先 市民の意見30・関西 電話:072・998・1113

☆8月31日(日)「韓国9条の会」金承国さん講演会 13:30～16:30 講演「日本平和憲法守護は、日本の市民だけの課題ではない」講師:金承国 場所:エルおおさか大会議室(京阪・地下鉄天満橋駅徒歩3分)参加費:1000円(学生500円)共催:憲法9条の会・関西/大阪YWCA平和環境部委員会/阪大・9条の会 連絡先:千本法律事務所(電話:06・6364・7737)

第7期意見広告運動の報告

5月3日意見広告への読売新聞読者の反響（ネットモニター調査）

橋本 保彦

今年の5月3日の意見広告（読売新聞全国版）は、同紙によるインターネットを利用した読者モニター調査（注1）が実施され、265人からの回答を得ています。その結果は市民意見広告運動の報告書でもお知らせしましたが、ここではもう少し詳しくその内容をご報告します。

このモニター調査で特徴的であったのは、「広告注目率」（広告を確かに見たと回答した人の割合）が69・4%。「広告接触率」（広告を確かに見た、あるいは広告を見たような気がする」と回答した人の割合）が86%と、事前の予測47%と67%に比べ高かったことです。

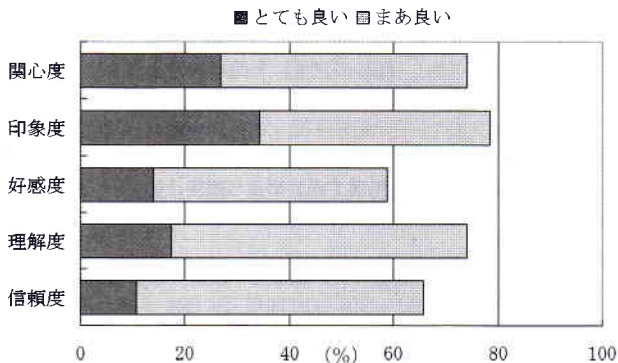
広告掲載紙の検討段階で、読売新聞の選択には事務局内でも異論はありませんでした。

「同紙は改憲を社是としている。そこに9条改憲反対の意見広告を掲載しても読者の注目をひかない。改憲に関心をもつ購読者は少ない」などの意見がありました。同紙の内部にもこうした見方があったのではないのでしょうか。「広告注目率・接触率」

を低く事前予測していたことにそれが現れているように思えます。

それでは読売新聞の購読者は、意見広告をどのように評価したのでしょうか。モニター調査の回答からそれを見てみましょう。図1は、意見広告への評価（関心度・印象度・好感度・理解度・信頼度）をグラフにしたもので、「とても良い」あるいは「まあ良い」と回答した人の割合を示しています。

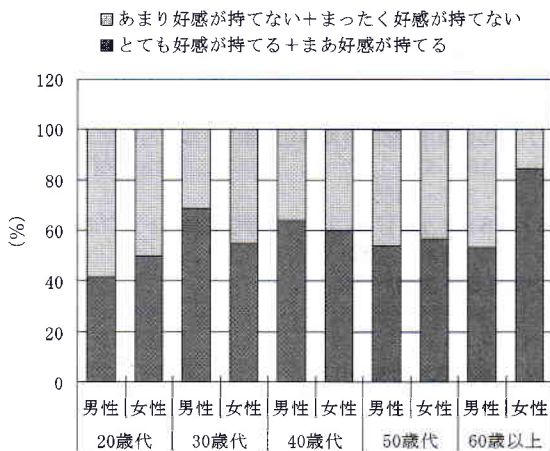
図1 意見広告への評価



これを見ると、74%の回答者が広告に関心を持ち、内容を理解した上で、78%が広告に良い印象を持ったことを示していて、多くの回答者が意見広告に良い評価を与えていることが分かります。

このことから意見広告が多くの購読者の関心を惹き、良い印象で受け入れられたと推測できます。読売新聞の購読者だからといって、憲法についての考え方が、必ずしも読売新聞と同じではないことも推測されます。

図2 意見広告への好感度



次に、意見広告に好感を持った回答者はどのような人たちか見てみましょう。

図2は広告に「とても好感が持てる」あるいは「まあ好感が持てる」と答えた回答者の割合を、年代別・男女別に示したグラフです。「まったく好感が持てない」あるいは「あまり好感が持てない」と評価した回答者の割合も合わせて表示しています。

60歳以上の女性の84%が好感を示し、次いで30代・40代の男性の多くが好感を示しています。

20代男性では41%しか好感を示す回答者がいません。反対に「好感が持てない」とする回答者は全年代の中で最も多い58%を示しています。

20代男性が他の年代の回答者とは異なる傾向を持つことがこのグラフから読み取れます。この傾向は意見広告運動に若い世代の賛同者が非常に少ない事実とも一致しており、理由については以前から事務局でも議論されてきました。

モニター調査には「広告への意見・感想」もあり、広告に肯定的、あるいは否定的な意見、感想が247件寄せられています。

20代の男性からの意見、感想も23件あり、中国・北朝鮮「脅威論」や家の戸締り同様に武装が必要とする「戸締り論」などよくある反論もありますが、私たちには意外と思える感想、意見もありました。

20代男性からの否定的な意見・感想の要旨をいくつか紹介してモニター調査の報告を締めくくります。

次期の意見広告事務局の体制も決まり、来年に向けての準備が進められています。若い世代のこうした意見・感想が賛同者の拡大のヒントになればと思います。

◇抽象的な意見広告だ。

◇個人の信条に関係する広告はデリケートな問題だと思いました。

◇宗教的な広告で好きではない。

◇一方的な意見広告だったので気に入ることはなかった。

◇主張は立派な内容なのだろうと思うが、広告の雰囲気が好きになれず、右翼的だとも思ってしまった。

◇いざ世界が戦争になったら日本は、他国に植民地化されてしまう危機感がある。その時には正義と防衛のための攻撃が必要である。この議論はもっと話し合うべきだと思う。

◇実在するか分からない賛同者の名前が並んでいても信用できない。家・国への強盗・侵略者を撃退する勇気や手段を放棄した家の主・指導者は隣人・他国から軽蔑されるだけである。

◇物事を曲解して考える人達の意見は心に響かない。福祉予算の削減は軍備増強のためではない。高齢者の増加が原因だ。自分達の意見を押し通すためにでたらめを言っていて信用できない。

◇きれいごとばかりで不快な広告だった。対話だけで戦争や紛争が解決すると考えるなら自ら出向いて紛争を

治めてきてもらいたい。

◇憲法9条の解釈は一人一人が決めれば良いことで、意見広告を出す必要はないと思う。カルト集団へ入会を誘う広告のようで嫌悪感を持った。このような意見を、新聞を読む不特定多数の人に同意を求めするのは筋違いだと思う。意見広告を掲載する読売新聞の品格を疑ってしまう。

◇非常に目を引く広告で、しばしば見入りました。少しばかり自己主張が激しいという印象を持ち、違う意見を持つ人との対立を深めることになるのではと心配になったほどです。考えるきっかけを与えることが「意見広告」の意義と思うので、多くの人に受け入れられやすい広告を掲載した方が効果的だと思います。

(はしもと・やすひこ、市民意見広告運動事務局)

注1 読売新聞ネットモニター調査

◇調査期間 5月3日～4日

◇モニター条件 東京・埼玉・千葉・神奈川県に住む20歳以上の読売新聞購読者のモニター応募者からサンプリング

◇有効回答数(率) 265人(77.9%)

葛西 則義

6月30日から第8期の新体制が活動を開始しました。今までと異なり自分を含め、事務局スタッフが日替わりで日常業務を処理しながら、来年5月3日、一紙でも多くの新聞に、大きな意見広告を掲載できるように努めて参りますので、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

本意見広告運動は第7期を終え、賛同者の方々および「市民の意見30の会・東京」、市民意見広告運動事務局のスタッフにも充分定着してきたと考えています。

しかしながらこの意見広告の新規賛同者をいかにして増やすか、非武装不戦・平和の考えをいかに平易に訴え、インパクトのある意見広告および賛同要請チラシにするか等、我々は数多くの課題を抱えております。それらを解決していくためには積極的に多くのアイデアを出し合い、事務局一丸となって実現に向けて進んで行きたいと考えています。

「読売新聞」ネットモニター調査にあるように20代男性からは、この広告に否定的な意見がたくさん寄せられているわけですが、これは、本運動に関わる者の一人とし

て、かえって闘志を沸き立たせてくれるものであるように感じます。これらの反対意見に対しては、合同出版『武力で平和はつくれない』に述べられている我々の見解を積極的に示しながら、非武装の思想を広げていきたいと思います。

しかし問題の一つは、我々の意見を含め、多くのいろいろな立場の少数意見が自由に報道されていないマスコミ報道にあります。言い換えると、権力に都合のよい報道だけが金と力のある権力者（政府、大企業等）によって流されている中で、それに若者が囚われているということです。この現状を打破するためにも、偏ったマスコミ報道に風穴をあけるべく、魅力ある意見広告を實現したいと考えています。具体的な活動は、今まで通り「市民の意見30の会・東京」と市民意見広告運動事務局で相談しながら決めていきますので、変らぬご支援をお願い致します。

一方、本活動を進めていく上で、日常業務（賛同者名簿の追加・更新および書籍・パブリックの注文対応等）を処理してくれる多くのメンバーが必要です。事務局としては、新規スタッフの募集・獲得に務めています。そして業務の整理・マニュアル化を進め、志のある多くの方々が、自分の都合がついた時に事務所にきて、効率よく作業出来るようにしたいと考えています。

例えば現在、日常業務処理をになつて頂

いている方々には次週の予定表（事務所を開ける担当者名、処理すべき作業項目等を記載したもの）をメール等にて送付することを考えています。週1回あるいは月1回でも事務所に来ることが可能な方はぜひ市民意見広告運動事務局へ連絡をお願いしたいと思います。

第8期の意見広告運動を皆様とともにぜひとも成功させたいと考えています。

よろしくお願いいたします。（かさい・のりよし、市民意見広告運動事務局長）

連絡先

市民意見広告運動事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷

4-29-12-305

TEL&FAX

03-3423-0185

03-3423-0266

e-mailアドレス

info@ikenkoukoku.jp

理想的「政権(?)」交替

吉川 勇一

■市民の意見30の会・東京と市民意見広告運動の事務局で、かなり大きなスタッフの分担変更、移動がありました。

■まず30の会の方ですが、発足以来、会員の入退会、会費の納入状況をパソコンのファイルに入れて管理する仕事、そして、毎日の出入金を記録し、2ヵ月ごとに会計報告をまとめて機関誌上で報告する仕事は、私が担当してきました。かなり面倒な実務で、長い間交替を希望して来たのですが、なかなか後任が決まりませんでした。

■たまたま先日、私が肺ガンの可能性が大きいという診断をもらい、そんなこともあって、ようやく交替が実現することになりました。(私事にわたって恐縮ですが、肺ガンの方は、3日前、専門医による3度目の精密検査の結果、まず悪性腫瘍ではなさそうで、半年先にもう一度検査をするまで、当面、治療は必要ない、ということになりました。)引き継いでくださるSさんとKさんは、ともに市民意見広告運動でパソコン操作や入力を担当されてきたベテランです。現在、引き継ぎの打ち合わせが進行中ですが、そのため、今号の本誌では、毎号載っていた会計報告が休

載になり、次号で2回分をまとめてご報告します。おそらく、今期も黒字会計と予想できます。

■また、30の会のホームページの管理も意見広告運動のサイトを担当されてきたやちりベテランのHさんが兼任してくださることになりました。今、30の会のサイトは休載中ですが、もう少ししたつと、一新した画面で再登場することになる予定です。

■市民意見広告運動の方でも、これまで2年間、事務局長を担当されてきた北原博子さんに代わって、第8期の運動は葛西則義さんが担当されます。また、北原さんとともに実務の中心を担ってきたHさんも、ホームページ担当などに活動を軽減されます。ここ一月ほど、葛西さんを中心にスタッフの間で実務の分担などが相談されてきて、新体制が発足しました。この相談会に私も何度か顔を出しましたが、大勢のスタッフ(ほとんど女性)が喧々諤々、意見交換が行なわれ、その意欲と熱気には圧倒される思いでした。

■昨日は、夕刻から30の会と意見広告運動の会との合同事務局会議が開かれ、第7期の総括と8期の計画が討議されましたが、そのあと、長い間の北原さんたちのご苦労をねぎらい、新事務局体制の発足を祝う「飲み会」も開かれ、意見広告の紙面レイアウトにずっと力作をつくって下さっている鈴木一誌さんも参加されて、和やかだが元気のいい集まりとなりました。どちらの会も、

まだまだスタッフは不足です。ぜひあなたのお力を貸していただけませんか。どんな程度でも結構です。遠慮されずにお電話をください。お待ちしております。

■運動の事務局は政権などではないのですが、交替がこうもスムーズに見事に行なわれるのは、気持ちのいいことです。政治の方では、支持率が極度に落ちていながら、当分解散・総選挙はしない、などと、まったくあきれ論理がまかり通っています。支持率が落ちていながらこそ、主権者に民意を問う直すのが当然ではないですか。

■小田実さんが亡くなられて、間もなく1年になります。明20日、東京では「小田実さんが掘った『井戸』を掘り続けよう——小田実さんを偲んで」という集会が開かれ、私も話をします。同じ日、ぶつかってしまったのですが、立川テント村のピラ配り弾圧最高裁判決に抗議する集会もあります。また、26日には、これまたぶつかっているのですが、5月に亡くなられたドキュメンタリー映画作家、土本典昭さんの「お別れ会」と鶴見和子さんの三回忌の集会もあります。今日19日には、横須賀で原子力空母の母港化反対の大きな集会があり、久しぶりの晴天で、事務局では旗を持って参加します。ようやく梅雨明けだそうで、連日極度に暑い日々です。健康にご留意されつつ、行動にご参加くださいますよう。

(7・19記) (よしかわ・ゆういち、事務局)



◆戦争体験で9条の大切さを痛感

三重県志摩市 柴原 皖

『市民の意見』購読します。1925年生まれ。兄2人、比島とビルマで戦死。小生は中国・ソ連国境で二等兵で入隊。1ヶ月で開戦、のちシベリア抑留2年。30年間全通、のち画家となり、東京、大阪、名古屋などで個展30回以上。現在、膀胱ガン手術後、障害者となる。でも9条の大切さを痛感しているので、志摩市の九条の会の代表も（名だけか?）。

◆現在の憲法が公布されたときの喜び

愛知県愛知郡長久手町 尾谷(おきこ)和江

私は72歳の1種1級の障害者です。現在の憲法が公布された時、小学校6年生でした。その時の嬉しかったことは今も忘れません。信じられないくらいの喜びでした。

◆憲法9条は……

埼玉県飯能市 中島マリ子

憲法9条は日本の誇り

◆安保体制を終わらせたい

千葉県柏市 橋 英實

1933年生まれ、後期高齢者一年生。勝ちぬくぼくら少国民テンノヘイカのお

んために死ねと教えた……。生き抜く勇気をもらっています。安保体制末期(まつこ)のために。

◆国家の大嘘をあばく活動

神奈川県横浜市 山岸裕吉

改憲阻止は一人ひとりの意見表現にあると思う。住んでる所で活動していく重要性に、改めて身を引き締めて行きたい。「戦争に聖域などない」。国家の大義名分の大嘘をあばく情宣活動を続けていきたいと思います。

◆憲法9条は……

大阪府東大阪市 辻元喜一

9条は地球の辺境からの贈り物 夥しい死者達からのラブレター

◆小学校の同級生と話して……

神奈川県横浜市 大瀧規子

「9条世界会議」に出席を予定しておりましたが、4月末、足の指を骨折し、やむをえず欠席しました。残念。先日、小学校の同級生と話し、「憲法9条改正反対、自衛隊は、世界の災害支援活動をし、武器ではなく、医療チーム・土木工事技術を充実させるべき」ということで意見が一致しました。

◆9条を守る意見が増えたけど……

兵庫県川西市 田中 廉

憲法9条を守る意見が多くなり、喜んで

います。まだまだ油断大敵です。

◆憲法を実現しているなら

佐賀県佐賀市 岸 恵子

本来なら、こういう運動をしなくても、平和な福祉国になっているはずですが。

◆非武装で平和を

東京都葛飾区 藤井淳子

非武装、反憲法改正、いつまでも平和でありますように。

◆戦争がもたらすもの

東京都中野区 市吉澄枝

9条を改正して交戦権をもちたいという意見を目にしました。軍事力を保有して戦争をすれば、軍需産業がもうかるだけ。税金は福祉から軍事費へ。今の段階で軍事力を使用したら、無辜の市民がどれだけ犠牲になるか。地球環境もとりかえしがつかないことになります。

◆今でもプロペラ機の音は……

大阪府吹田市 石川絢美

前の戦争を知る一番若い世代?です。断片的なイメージとプロペラ機の音。今でもヘリコプターを含むプロペラ機の音は不快で不安です。

◆私が望む社会

愛知県名古屋市長 江口政孝

「競争、競争……」へとすすむ社会、企業社会・大競争社会のための（人材づくり）〈教育づくり〉……本当になんとかしなさいといけません。アメリカカベつたりの今の政府は国際的にもみじめに〈孤立〉してきています。〈便利さ〉や〈快樂〉〈速さ〉を求めつづけていくことについて、みんなで振り返り、考え直していくべきだと思います。みんなが、あたたかい気もちで過ごしている日本をつくっていききたいですね。みんな、地道に。

◆5月3日の意見広告について

大阪府大阪市 熊谷 脩

読売新聞を購読してないので、5月3日の意見広告の実物は見ていませんが、色刷りでよかったですと思います。また朝日より読売の方がインパクトあり。

◆「後期高齢者」の枠に押し込まれ

福岡県前原市 芳井伸明

僅かですが、カンパと併せて送ります。「後期高齢者」の枠内に押し込まれ、腹が立っています。

◆「おひとりさま」でどう老後を生きるか

東京都小金井市 諸橋泰樹

石油や麦の高騰で諸物価が上がり、ます

ます暮らしづらい時代です。「おひとりさま」でどう老後を生き、死ぬか、市民的モデルをつくってゆかねばなりません。

◆「冬の旅」を歌う

千葉県千葉市 安達宏治

先日、個人的な無料コンサートを開いたところ、思いかけずご入場いただいた人からカンパをいただきました。それをお送りします。活動の足しにしてください。

（40歳を過ぎてから30年、合唱をされていて、70歳になられるとのこと。編集部）



◆108号、読みごたえあり

大阪府吹田市 正置（まさき）友子

1940年1月生まれです。「市民の見」108号、読みごたえがありました。それぞれの立場で自分を表現されている姿に勇気を与えられます。

◆瀬川和子さんの投稿文に同感

熊本県水俣市 永野隆文

市民意見広告運動参加時にニュースをい

ただいていますが、今回より購読したいと思えます。108号35ページの瀬川和子さんの投稿文に同感です。「後退はしない」非暴力の抵抗「不服従」。

◆充実したニュースです

愛知県名古屋市長 飯塚正人

7月で77才になりますので、シルバークラブ員でお願いします。いつも充実したニュース、有難うございます。

◆巻頭の詩が楽しみ

愛知県名古屋市長 山口光子

巻頭の詩が楽しみです。昨年、貴紙で教わった竹内浩三関連で多くのことを知りました。もちろん詩のみに期待しているわけではありません。来年も一紙でも多く意見広告が掲載されることを願っています。

◆また1年、よろしく

福岡県田川市 山下 弘

「市民の見」8月号から、また1年お願います。とても有益です。

◆63回目の沖縄慰霊の日にあたり

大阪府富田林市 辻岡 修

6月23日、沖縄63回目の慰霊の日、細やかな気持ですが、会員となることを再度決意しました。殺すなかれ、殺さすなかれです。

編集後記

●39年前、1人の自衛官が治安訓練を拒否し、隊内でピラを撒いて逮捕されました。その3年後、陸上自衛隊員らが自衛隊の沖縄移駐に反対して声明を発表し、逮捕されました。

●洞爺湖サミットに際し、防衛省は陸・海・空の自衛隊を警備に出動させました。

●39年前、自衛官の撒いたピラは、「兄弟よ！誰に銃口を向けるのか」（隊内反戦ピラ「アンチ安保」小西誠）。小西3曹は自衛隊員らに、市民との連帯を呼びかけたのです。

●その時、私は、自衛官と連帯しない限り、反戦・反基地・反自衛隊そして自衛隊の解体を、今の言葉でいう「九条実現」を成し遂げられないと考え、市民による反軍運動に参加したいと思いました。

●7月に出された「防衛省改革大會議報告書」には、「・・・多様な事態に対し、迅速かつ的確に対処できるよう組織と意志決定システムを再検討」と報告されています。文官と制服組を混合させることにより、制服組の発言力の強化や制服組による防衛政策や作戦運用を図ろうとしています。

●企業の不正を市民の立場から告発する社員、そして反戦自衛官。かれらの登場を促しそして支えられる市民であるかどうかを

私たち自身も問われています。（有馬保彦）
☆編集委員 天野恵一、阿部めぐみ、有馬保彦（本号担当）、井上澄夫（次号担当）、北原博子、佐橋弥生、杉内蘭子、高橋武智、西田和子、古澤宣慶、細井明美、道場親信、本野義雄、諸橋泰樹、吉川勇一、吉田和雄

★ 訃報

●小松みつさん 2008年3月29日逝去、80歳 本协会会员、105号で本誌編集委員の杉内蘭子さんと対談をされました。

●岡部伊都子さん 2008年4月29日逝去、85歳 本协会会员、随筆家

心から、ご冥福をお祈り申し上げます。

事務局より

◆別掲の「事務局だより」（吉川勇一）にありますように、会計の事務引き継ぎのため、今号の会計は次号に次期会計と一緒に報告させていただきます。以下、「事務局だより」に載せられなかったご報告とお願いを列記します。

◆現在進行中なので、最終報告ではありませんが、第7期市民意見広告運動に賛同された約8千人の方に本『市民の意見』の番号をお送りし、読者になってくださるようお願いしました。現在までに、約130人ほどの新規入会がありました。なんとか

200人にと期待しているのですが……。

◆宮城・岩手内陸地震の被害地域に、何人の会員の方がおられます。被害はいかがだったでしょうか。お見舞い申し上げます。特に被害のひどかった栗原市など、何人かの会員の方には、お見舞いの気持ちとして、会費を1年分、延長させていただきます。発送封筒の宛名の下にある「会費納入済み期限」の欄をご確認ください。また、グリーン会員（年会費千円）への登録をご希望された方は、これまでに5人ほどおられます。経済的理由で会費の納入が困難な方は、ぜひご遠慮なくお申し出ください。

◆毎日、多数の振替用紙が届いて、会費などが送金されてきます。わずかな紙面ですが、この振替用紙には、ご意見を書く欄があります。そこにぜひ、一筆、ご意見、ご批判、希望、質問などお書き願えませんか。『ニュース』へのご意見や会への提案などは、事務局スタッフにとっては何よりの力づけになっています。ぜひぜひ、ご一筆を加えてください。

◆ごくわずかの方ですが、転居先不明で戻ってくる場合があります。郵送でなく、宅急便のため、1年以内でも転居先には転送されません。転居は必ずお知らせください。

◆毎回お願いしておりますが、ぜひ、お知り合いの方に本誌をお勧めください。ご連絡くださいれば、見本誌をお送りいたします。

(Y)